

LIBRA

2026年 6 月号

〈特集〉

東京弁護士会の 新規登録弁護士研修のいま

〈インタビュー〉

女優・歌手
宝塚歌劇団元トップスター 望海風斗さん





夢幻の刻・紫の帳

藤は奈良時代から愛されてきた日本原産の植物。源氏物語の中でも特別愛された高貴で品格のある花である。あしかがフラワーパークの藤は、樹齢160年、2本で2000平米、花房の長さ1.8メートル、1本の幹から8万房の花が咲く。30年前に2000人もの人の手によって不可能と言われた移植が成功した「奇跡の大藤」。人々の情熱と愛によって大切に育まれたこの藤の花は、むせ返るような芳香を放ちながら現世と夢の狭間に在るような繊細で幻想的な美しさで見守る者の心を魅了する。

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2026年6月号

特集

02 東京弁護士会の新規登録弁護士研修のいま

- | | |
|-------------------------|------|
| 新規登録弁護士研修の概要 | 奥 国範 |
| かけがえのない「弁護士自治」を学び、深める | 堂野達之 |
| クラス別研修世話人の声 | |
| ・担任から 世話人として見守った新入会員の一年 | 藤木友太 |
| ・副担任から つながり大切に | 濱島幸子 |
| 新入会員の声 | |
| ・クラス別研修の受講を終えて | 大森 翔 |
| ・クラス別研修を通じた学びとつながり | 山之内薫 |
| ・学びと交流で即独の不安を解消 | 杉山成榮 |
| ・インハウスの立場で感じたクラス別研修の魅力 | 田中美早 |
| 新入会員歓迎会との連動 | 前田健志 |
| 日本弁護士国民年金基金加入の勧め | 奥 国範 |

インタビュー

14 女優・歌手 宝塚歌劇団元トップスター 望海風斗さん

ニュース&トピックス

18 台北律師公會との家族法セミナー等の共同イベント開催について

連載等

- 20 常議員会報告 (2026年度 第1回)
- 22 犯罪被害者支援委員会からのお知らせ
犯罪被害者等法律援助業務 (犯罪被害者等支援弁護士制度) について 小笠原友輔
- 25 弁護士業務改革委員会からのお知らせ
生成AIサービスの適正な業務利用に向けて 杉谷 真
- 28 東京弁護士会市民会議: 第60回 司法とAI
- 29 今こそ変えるぞ! 再審法
第11回 菊池事件—ハンセン病差別と闘う 古本晴英
- 30 パブリック事務所のこれから
第2回 自治体職員との協働で困難事案に立ち向かう 押田朋大
- 32 法律家のための税法知識
第13回 「新株発行における不利発行」と税務 高村隆司
- 34 東弁今昔物語~150周年を目指して~
第44回 東京都弁護士協同組合と東京都弁護士国民健康保険組合 牧野 剛
- 35 こんな活動しています~法律研究部・同好会~
vol.14 ゴルフ倶楽部 東弁ゴルフでナイスショット! 渡辺彰敏
- 36 わたしの修習時代: 人に学ばされた修習 76期 時田龍太郎
- 37 77期リレーエッセイ: 1年目の奮闘日記 荒平航平
- 38 お薦めの一冊: 『宇宙とは何か』 草木良文
- 39 コーヒーブレイク: 好きから始まるインタビュー 富田寛之
- 40 78期 新入会員 名簿
- 42 会長声明
- 47 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

東京弁護士会の新規登録弁護士研修のいま

当会が実施している新規登録弁護士研修の概要をご存知でしょうか。

当会の会則第26条の3は、新規登録弁護士に対し、新規登録弁護士研修の履修を義務づけるとともに、新規登録弁護士を雇用等する弁護士会員に対し、研修協力義務を課しています。

当会の新規登録弁護士研修は、日弁連が定める新規登録弁護士研修ガイドラインに則りながらも、我が国最大の大規模弁護士会としての実情や近時の法科大学院教育や司法修習制度の現状を踏まえ、独自のカリキュラムで提供しています。本企画では、その研修内容の概要をご案内いたします。

新規登録弁護士研修日が繁忙期に開催されることもあろうかとは思いますが、新規登録弁護士が所属する法律事務所や企業等におかれては、ぜひとも快く送り出していただきたくお願い申し上げます。

弁護士研修センター運営委員会 2025年度委員長 奥 国範

CONTENTS

• 新規登録弁護士研修の概要	2頁
• かけがえのない「弁護士自治」を学び、深める	7頁
• クラス別研修世話人の声 担任から	8頁
副担任から	9頁
• 新入会員の声	10頁
• 新入会員歓迎会との連動	12頁
• 日本弁護士国民年金基金加入の勧め	13頁

新規登録弁護士研修の概要

弁護士研修センター運営委員会 2025年度委員長 奥 国範 (54期)



1 新規登録弁護士研修の全体像

当会の新規登録弁護士研修は、弁護士研修センター運営委員会が主催しており、①集合研修、②クラス別研修、③委員会等研修の3つに大別される。なお、本稿の対象ではないが、新規登録弁護士研修とは別に、弁護士倫理特別委員会が所管する新規登録弁護士向けの倫理研修があり、こちらも義務研修とな

っている。

新規登録弁護士研修は、弁護士登録後1年以内に履修すべきものとされており、1年以内に履修がなされない場合には、再履修すべきこととされており、再履修期間においても履修されない場合には、不利益措置を課されることとなっている。弁護士としての第一歩を踏み出した最初の1年間にしっかりと研修を

受講し、自己研鑽を積む習慣を身につけ、その後の継続研修による研鑽につなげていただきたい。

2 集合研修

集合研修は、弁護士登録から間もない時期に、弁護士業務を始めるにあたって、まず確認しておくべき事項、知っておくべき事項を中心に、集中的に開催している。コロナ禍によりオンライン開催となっていたが、主に77期向けとなる2025年度からは、約半分のカリキュラムについて「第1パート」としてリアル開催とし、残りのカリキュラムを「第2パート」としてオンデマンドで視聴できるオンライン配信により実施している。主に78期向けとなる2026年度は、4月14日に開催予定（本稿執筆時点では未開催）である。

義務研修であるため、厳格な受講管理を行っている。遅刻・早退の場合には義務履修とは認められず、欠席者と同様に別途オンライン配信により受講していただく必要がある。その視聴についても、視聴ログにより厳格に確認している。

内容としては、弁護士としての心構え、現代社会における法曹の役割、弁護士自治、弁護士倫理、綱紀・懲戒・紛議調停制度、会務活動等に関するパネルディスカッション、ハラスメント防止研修、マネーロンダリング対策、法テラスの利用にあたっての留意事項、刑事弁護、少年事件の付添人の活動、弁護士に対する業務妨害対策の基本など多岐にわたる。また、〈表1〉記載の外郭団体の紹介なども行っている。外郭団体は弁護士の業務や生活に必要であったり、有益である事業を行ったりしている団体であるから、弁護士として活動を始めるにあたり、知っておくべきものである。

〈表1〉

	外郭団体
1	東京都弁護士協同組合
2	日本弁護士国民年金基金
3	東京都弁護士国民健康保険組合
4	公益財団法人日弁連法務研究財団
5	日本弁護士政治連盟

3 クラス別研修

クラス別研修は、当会の新規登録弁護士研修の「目玉」となる研修である。

会員数1万人に達しようとする我が国最大の弁護士会である当会では、ともすると会員相互に「顔が見えない」関係に陥りやすい。弁護士の孤立化は、スキルの低下や不祥事につながりやすい。そのため、①弁護士としての基礎的な実務スキルとマインドを涵養すること、②新入会員が相互に知り合い、情報交換を容易にし、弁護士会における居場所を作ること、③当会の活動や制度に関する理解や関心を高め、会務活動への参加率を高めることを目的として、新規登録弁護士を20名弱のクラスに編成し、各クラスに担任（弁護士経験5～10年の若手会員）と副担任（弁護士経験11年以上の中堅会員）という2名の世話人を配置し、〈表2〉記載のテーマに関する統一テキストを用いて、全8回の講義を行っている。一般民事事件を扱う法律事務所において弁護士業務を行う場合を想定したテーマとなっているが、企業内弁護士にとっても有益であると好評を博している。

毎回の講義の進行にあたっては、原則として担任が進行し、副担任がこれをサポートすることとなっているが、第3回労働事件においては労働法制特別委員会の委員が派遣講師となり、第8回弁護士自治においては当会の副会長経験者が派遣講師となって、講義を進行することとなっている。

〈表2〉

	テーマ
第1回	民事訴訟の注意点
第2回	契約書と和解条項の作成
第3回	労働事件
第4回	離婚事件
第5回	交通事故事件
第6回	相続事件
第7回	借地借家事件
第8回	弁護士自治

研修は、各クラスにおける運営については、自主的・自律的な運営に任せており、単なる講義にとどまらず、積極的な懇親企画等の実施を推奨している。

ほぼすべてのクラスにおいて、毎回、講義終了後に懇親会を開催しているところ、この懇親会の場合が弁護士業務上の課題や法・法制度に関する有益な情報交換の場となっており、講義内容にとどまらない幅広い知見の習得や悩みや疑問の解消に寄与している。

新規弁護士登録の一斉登録日が3月下旬となった77期以降は、一斉登録日以降にクラス編成を実施し、5月・6月ころから順次開講し、概ね1~2か月ごとに全8回の講義を実施することとなる。講義日はクラスごとに確定していることから、体調不良などでやむを得ずに欠席となる場合には、他のクラスでの振替受講が可能となる。全8回の講義のうち、4回以上の出席が義務とされているが、全8回の皆勤出席が推奨される。

クラス別研修においては、①頻出事件類型をテーマとした少人数双方向型の研修による効果的な研修の実現、②懇親企画等を通じた同期コミュニティの形成、③会務に精通した世話人とのコミュニケーションを通じた会務活動への理解促進と当会への帰属意識の醸成といった機能や効果が期待されているところ、各クラスの世話人による献身的な対応によって、相応に実現しているものと自負している。

新規登録弁護士の出席確保の観点からリアル出席とオンライン出席のいずれも可とするハイブリッド開催の例が多いが、世話人からは、リアル出席における研修効果の優位性などの声が聞かれることが多い。クラス別研修は、単なる研修講座ではなく、同期コミュニティや世話人とのコミュニケーションを通じて非常に多くのものを得られる機会であるため、リアル出席が推奨される。

4 委員会等研修

当会は、多彩でかつ活発な委員会活動が特徴であり、当会の魅力の一つとなっている。

そこで、当会に入会した新規登録弁護士には、当会の委員会等の活動を「研修員」として体験していただく委員会等研修を実施している。新規登録弁護士の希望を聴取した上で配属を決定しており、ここ数年は、すべての新規登録弁護士について第三希望までのいずれかの委員会に配属することができている。

一斉登録日が3月下旬となった関係で、年度開始の時期である4月からの配属が叶わず、7月1日からの配属となるため、当該年度の9か月間において実施することとなるが、この間に、4回以上の委員会等の活動への参加及び報告書の提出が義務付けられている。

対象となる活動については、各委員会の判断に委ねており、全体委員会以外の部会やPTの会議への出席をもって参加とカウントしたり、会議出席以外の活動への参加をもってカウントしたりする例もある。

注意すべきは、会務活動等に関する会規が弁護士会員全般を対象として、当会の社会的責務としての公益活動を継続するために参加を義務付けている会務活動等への参加義務とは目的等を異にするものであり、免除等の要件も異なるということである。

会務活動等の参加義務は、委員会等への出席に限らず、当会が会務活動として実施する様々な公益的活動によって履践が認められ、また、当会の弁護士会員全般を対象として、毎年、継続的に会務活動等に参加することを求めている義務であることから、時々の事情により、一時的に参加が困難な場合について免除が認められる場合がある。しかしながら、新規登録弁護士研修における委員会等研修は、当会への入会にあたり、当会の委員会活動等を体験してもらうことを目的としており、新規登録弁護士研修の期間中に履修すればよく、毎年のように履践が求められるものではないことから、基本的に免除の対象となるものではなく、やむを得ない事情等により猶予が認められる場合があるにとどまる。

オンラインで参加可能な委員会、夕刻以降の開催が定例となっている委員会も存在することから、これらの委員会等の「研修員」として履修をクリアすることが求められる。稀に、会務活動等参加義務の免除を得たことから、新規登録弁護士研修の委員会等研修についても免除がなされたと誤解し、履修期間内の履修を怠り、次年度に再履修となるケースが見受けられ、注意を要する。

例年、当初の履修期間内である新規弁護士登録から1年以内に委員会等研修の履修をクリアできずに、再履修となる例が見受けられる。各委員会においては、

「研修員」を担当する副委員長等の役職者を選任の上、「研修員」に対し、委員会活動の内容や経緯について丁寧な説明を行うなどして会務活動に対する理解を促進するとともに、配属されている「研修員」の出席回数を把握し、出席の喚起等により、同一年度内4回以上という、委員会等研修の履修促進に尽力いただきたい。

5 任意研修

当会では、実際の事件や相談を担当することを内容とする法律相談や刑事事件の研修（日弁連の新規登録弁護士研修ガイドラインにおける「個別研修」に該当するもの）については、義務研修の対象としていない。東京三弁護士会で、刑事事件の個別研修が義務となっていないのは、当会のみである。

もともと、当会が運営する法律相談センターにおける相談担当や当番弁護士・被疑者国選弁護事件・被告人国選弁護事件を担当するためには、それぞれ所定の研修を履修する必要がある。そのため、新規登録弁護士研修における任意研修として、法律相談センター運営委員会が開催する一般法律相談研修、家庭法律相談研修、クレサラ相談研修を指定しており、また、刑事弁護委員会が開催する刑事弁護研修（ゼミ研修、個別研修、経験交流会によって構成される）が当番弁護士・国選弁護人の待機名簿への掲載要件とされている。

直近で、当会が運営する法律相談センターにおける相談担当や当番弁護士・被疑者国選弁護事件・被告人国選弁護事件の担当を希望する予定がない場合であっても、弁護士登録1年目のうちにこれらの任意研修を履修しておくことは有益であろう。

6 未履修による再履修と不利益措置

新規登録弁護士研修は、弁護士登録から1年以内に履修することが義務付けられている。義務研修であるから厳格な受講管理がなされており、履修が確認できない場合には、翌年度に再履修となる。委員会等研修については、同一年度内で4回以上の参加が求められていることから、当初年度に3回の参加があったとしても、再履修にあたっては、改めて年度内に4回

の参加が必要となる。育児・介護、病気、海外留学等の規則で定める事情によりやむを得ず期間内に履修を終えることが困難な場合には、新規登録弁護士研修の猶予が認められる場合がある。

他方で、これらの猶予の承認を経ることなく、再履修期間においても履修が確認できない場合には、各種の推薦停止などを内容とする不利益措置がなされることとなる。残念ながら、毎年、一定の人数の新規登録弁護士に対し、不利益措置が実施されている。弁護士登録の1年目から不名誉な記録を残すことがないように注意されたい。

7 所属する法律事務所・企業等における研修協力

当会の会則第26条の3は、新規登録弁護士に新規登録弁護士研修の履修を義務づけるとともに、新規登録弁護士を雇用等する弁護士会員に研修協力義務を課している。

そして、新規登録弁護士の入会時に、所属する弁護士・弁護士法人から「新規登録弁護士研修協力届出書」を、企業等・法テラスから「新規登録弁護士研修協力確認書」を提出いただき、新規登録弁護士研修への協力を約束していただいている。業務時間中や就業時間中における研修受講やそのための外出等について、ご理解とご協力をお願いしたい。

新規登録弁護士が履修義務を怠っている場合には、新規登録弁護士を雇用等する弁護士・弁護士法人に対し、新規登録弁護士への指導の依頼や協力の勧告を行うこととなる。東京三弁護士会では協定合意を行っており、仮に、当会に所属する新規登録弁護士を雇用等する弁護士が当会会員ではなく、第一東京弁護士会や第二東京弁護士会の会員であったとしても、それぞれの弁護士会を通じて、指導の依頼や協力の勧告を行うことができる仕組みとなっている。また、企業等や法テラスに対しても、入会時に提出いただいた「新規登録弁護士研修協力確認書」に基づき、研修への協力を要請することとなる。

所属する法律事務所や企業におかれては、新規登録弁護士研修に対する理解とご協力をお願いしたい。

8 継続的な研鑽に向けて

弁護士研修センター運営委員会では、新規登録弁護士に対し、「東弁ネット研修」の視聴を無償としている。新規登録弁護士のうちから、新規登録弁護士研修以外の弁護士研修講座を積極的に受講し、自己研鑽に努める契機とすることができる。さらに、新規登録弁護士研修のすべてを履修し、かつ、クラス別研修について、義務回数である4回にとどまらずに全8回を皆勤出席した場合には、新規弁護士研修期間の終了後も引き続き、1年間、東弁ネット研修を無償で視聴することができる特典を付与している。

当会が誇る充実した研修をアーカイブとして収録し、オンデマンドに視聴することができる「東弁ネット研修」を活用することによって、さまざまな弁護士業務に柔軟に対応する術を身につけていただきたい。

9 むすびに

弁護士法第2条は、弁護士の職責の根本基準として、「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない」と定めている。

新規登録弁護士研修を運営する弁護士研修センター運営委員会では、クラス別研修の世話人や各委員会の協力を得て、新規登録弁護士にとって真に有益な研修を提供するとともに、多種多様な研修講座を提供することにより、継続的な自己研鑽を支援すべく、鋭意努力している。

新たに弁護士としての第一歩を踏み出す仲間を歓迎し、弁護士としての使命を全うして十全に活躍することができるように、会員のみなさんのご理解、ご協力をお願いしたい。

かけがえのない「弁護士自治」を学び、深める

司法改革総合センター 2025年度委員長代行 堂野 達之 (52期)



1 弁護士自治の堅持と研修の必要性

価値観やキャリアの多様化や、法曹人口増加等に伴う業務基盤の脆弱化等により、特に若手会員が弁護士自治に懐疑的となっているのではないかとの声が聞かれる。他方で、弁護士の不祥事の多発により、弁護士自治を堅持していく必要性も強く認識されてきている。

当会の司法改革総合センターは、会員、特に若手会員の弁護士自治への意識を醸成していくことが重要と考え、若手会員向けの研修を実施し、自由闊達な議論を双方向、多方向的に行って弁護士自治への理解を深めることを会内で提案してきた。

2 クラス別研修への「弁護士自治」の導入

上記の提案を受けて、2023年度の当会理事者の主導により、司法改革総合センターの弁護士自治問題・隣接士業検討ワーキング・グループがプロデュースして、テキストや設問、解説を作成し、トライアルを何度か試行した。これらの成果を基に、2024年度より、クラス別研修に「弁護士自治」のテーマが1コマ追加され、研修が実施されるようになった。

3 クラス別研修「弁護士自治」の概要

同研修においては、弁護士自治の内容・根拠、弁護士と他士業との違い、弁護士自治の獲得と試練の歴史、海外での状況等、弁護士自治の基礎について解説したテキストが用いられる。

講師がテキストに沿って弁護士自治の基礎を説明した上で、事例形式の設問を基に、講師が質問をして受講生（新入会員）が意見を述べるソクラテスマソッド形式を採用している。一つの設問に対して複数の受講生から意見を述べてもらい、講師も様々な角度から質問をして、議論が活性化するように工夫されている。

設問に関しては、弁護士自治が無くなった場合、すなわち、弁護士への監督・懲戒を行う権限が弁護士会以外の組織に属するようになった仮定の下に、個々の弁護士の職務の自由や私生活上の非行等が問題となる場面でどのような事態が想定されるかを問うものとした。

4 研修に対する評価

新入会員からは、具体的な設例に対して自分の頭で考えたので弁護士自治に対する理解が深まった、一つの設問に対して多様な意見が出されてソクラテスマソッドの長所が活かされた、弁護士自治が先人達の努力に裏付けられたものだと分かった、など概ね肯定的な評価が寄せられた。

また、多くの受講生が、私生活上の非行について、どのような非行が懲戒されるのかに強い関心を寄せていた。

5 研修の成果と今後の課題

上記の研修により、講師も含めて双方向的、多方向的な議論を行うことで、新入会員の弁護士自治への意識を醸成する一定の成果は挙げられていると思われる。会員は日頃、業務や会務に追われがちであるため、このような議論の場を設けること自体が、弁護士自治の実践として意味があると言える。今後も、各所の意見を取り入れて研修の内容や進め方などをバージョンアップしていく予定である。

そして、クラス別研修は新入会員のみが対象であるが、弁護士自治をテーマに、期を跨いで多くの世代が参加するソクラテスマソッド型の研修を実施することも検討されるべきである。弁護士の経験年数や世代が異なれば、より多様な意見が出され、議論が活性化することになるだろう。

担任から

世話人として見守った新入会員の一年

弁護士研修センター運営委員会 委員 藤木 友太 (67期)



2025年度、私は初めて「クラス別研修」の世話人を担当した。

弁護士3年目に登録換えによって当会に加入した私は、この研修を受講生として経験したことがなかったため、正直なところ手探りの状態でのスタートだった。しかし1年間関わってみて、これは新入会員にとっても、そして世話人にとっても、とても魅力的な制度だと感じている。

クラス別研修では、実例形式の教材を素材に、少人数のクラスで意見を出し合いながら議論を進めていく。講義というより、参加者同士が考えを述べ合いながら進むゼミのような形式である。このスタイルだからこそ、新入会員の成長を間近に感じることができたのだと思う。

年度の初めのころ、議論の場にはまだ少し緊張した空気があった。発言を求められると、慎重に言葉を選びながら答える。回答も、教材に書かれている事実関係や条文の当てはめにとどまるが多かった。弁護士としての実務を始めて間もない時期であり、事案をどのような観点から整理すればよいのか、まだ手探りの部分も多かったのだろう。

しかし、回を重ねるごとにその様子は少しずつ変わっていった。回答は次第にすらすらと出てくるようになり、世話人や他の受講者への質問も増えていく。議論の中では、「もし相手方がこのように主張してきたらどう対応するか」「依頼者にはどのように説明すべきか」といった、設問を一步越えた実務的な視点も自然と出てくるようになった。

おそらく、日頃の業務の中で少しずつ経験を積み重ねていったのだろう。実際の案件に触れる中で、法律問題だけでなく、相手方とのやり取りや依頼者とのコミュニケーションといった実務特有の課題にも

向き合う。その経験が、こうした議論の場でも生きてくる。1年間を通じて、新入会員が確実にたくましくなっていく様子を感じることができた。

研修の後には、任意参加ではあるが懇親会を開くことも多かった。そこでは、それぞれが日頃の業務で得た経験や疑問を持ち寄り、率直に語り合う。初めて担当した交渉案件の難しさ、書面作成で悩んだ点、依頼者対応で迷ったことなど、参加者同士で活発に意見を交わしていた。

懇親会では、実務の話だけでなく、日頃の業務の悩みや職場での過ごし方、さらには将来のキャリアについての不安なども自然と共有される。弁護士という仕事はそれぞれの環境で個別に業務を進めることが多いが、同じ時期に弁護士として歩み始めた仲間同士だからこそ、率直に話せることも多いのだろう。そうした時間は、日々の業務の中でたまった緊張をほぐす、いわば「ガス抜き」の場にもなっていたように感じる。

こうして1年間を振り返ると、新入会員たちは確実に成長していた。これからさらに経験を重ね、より頼れる弁護士へと成長していくのだろう。その最初の一步となる時期に世話人として関わることができたことを、とても嬉しく思っている。

そしてもう一つ感じたのは、この研修は新入会員のためだけの場ではないということである。若い弁護士たちの率直な疑問や新鮮な視点に触れるたび、私自身も初心を思い出させてもらった。世話人という立場ではあったが、実際には私の方こそ多くの刺激をもらった1年だったのかもしれない。

副担任から つながりを大切に

会員 濱島 幸子 (64期)

クラス別研修が本格的に始動したのは65期からのため、残念ながら私は現在のような形のクラス別研修を受講する機会がなかった。しかし、70期から74期までを担任として、75期から77期までを副担任として、計8年間担当し、率直にいい制度だなと思う。

1 副担任の役割

副担任に期待される役割は、担任と相談しながらクラス運営を行い、担任を補佐するとともに、信頼される弁護士としての対応方法などのアドバイス、新規登録弁護士相互間の親睦・懇親を深めることのサポート、広く新規登録弁護士の相談等に乗ることとされている。

研修の補佐はもちろん重要であるが、私が担任をしていた時の副担任の方々は概ね、「副担任の仕事は、懇親会を盛り上げること」と仰っており、それを実践してくださっていた。私も副担任の年次になり、教えは忠実に守ってきたつもりだ。

2 世話人を担当してみよう

「世話人」という肩書ではあるが、受講生からの鋭い質問に、理由を改めて考えたり、書籍を調べ直すきっかけをもらったりすることも多かった。過去に担当した事件の話をする中で、当時の心境等を思い出し、振り返る機会も与えてもらった。ロースクールや司法試験の制度、就職事情、働き方の変化によって、考えてもいなかった悩みを聞くこともあり、新鮮な驚きや気づきがあった。仕事におけるデジタルツールの使い方、オススメなども受講生からたくさん教えてもらった。新潟のイベントに行ったり、カラオケに行ったり、本来のカリキュラム外でも楽しい時間を過ごすことができた。

自分で経験できる事件や分野には限りがあり、他者の経験から学ぶことは何年経っても存在する。様々なバックグラウンドをもつ受講生や世話人との議論や懇親は本当に貴重で、ありがたいものだった。

受講生とは研修終了後も会務や会派等で接点があり、様々な場所で活躍している姿を見るのはとても嬉しい。

3 クラス別研修の役割

クラス別研修は、研修内容が充実していて、各分野で実務にすぐに役立つ学びを得ることができること、世話人やクラスの仲間に事件のことなどを相談し、意見交換できる場であることは非常に大きい。しかし、やはり大学でもロースクールでも修習の仲間でもない同期と出会い、横のつながりを作ることに大きな意味があると思う。

新入会員の時は、自分の所属している事務所のやり方が全てであり、他の事務所がどのように業務を行っているか、事務所の弁護士との関係性はどうかなどを知る機会が少ない。事務所外の同期同士で率直に情報交換をする機会は、新入会員の頃こそ必要だと思う。月に一度、同期だけが十数人集まる機会は当たり前にはないだろう。

集まって日々のちょっとしたことを共有できる仲間ができるだけでも素晴らしい。それに加えて、あまり経験がない事件の相談を受けたときや事件処理で困ったときに相談できる、助け合えるコミュニティが複数あることは弁護士にとって望ましいし、強みにもなる。事務所や企業によって業務の偏りはどうしてもあると思うので、クラスの誰がどんな事件をやっていたかを思い出し、いつかどこかでクラス別研修の縁が生きることがあれば、世話人冥利に尽きる。

クラス別研修の受講を終えて

会員 大森 翔 (77期)



私は、2025年3月より当会に登録し、都内の法律事務所に勤務している。新人弁護士としてクラス別研修に参加する中で、多くの学びを得たため、その一端を紹介したい。

1 クラス別研修で得られたもの

クラス別研修では、離婚、相続、労働事件等を題材とする事例教材を用い、各回、教材のテーマに従って基本的事項を検討するが、その内容は教材に掲載された事例の検討のみにとどまらない。担任は、受講者から、実際に新人弁護士として同テーマの事案を担当した際の気付きや悩みどころを引き出してクラス全体に共有し、また、経験豊富な担任・副担任も、自らの具体的な成功事例や新人時代の失敗談などのエピソードを交えて説明して下さった。こうしたやり取りを

通じて、実務において留意すべき視点や判断の勘所を、具体的かつ立体的に学ぶことができた。

また、各回の終了後に毎回懇親会を開催していただいたことも、大きな意義があった。担任の誕生日を祝う機会もあるなど、打ち解けた雰囲気の中で交流を深めることができ、今後の弁護士業務を支える人的関係を築く機会となった。また勤務する事務所の外にも、気軽に悩みを相談できる相手を得ることができたことを、大変心強く感じている。

2 さいごに

クラス別研修は、新人会員にとって積極的に参加する意義の大きい研修である。制度上は4回以上の出席が求められているが、可能な限り各回に参加し多くの学びを得ていただきたい。

クラス別研修を通じた学びとつながり

会員 山之内 薫 (77期)



クラス別研修で得たノウハウや会員同士のつながりは、今後の弁護士としてのキャリアに大きな糧になると感じている。登録直後の忙しい時期ではあるが、だからこそ、新入会員にとって有意義な機会であり、積極的な参加をおすすめしたい研修である。

1 自己研鑽の機会として

クラス別研修では、実務に直結するテーマが扱われ、担任・副担任から豊富なノウハウの解説を受けられる。

研修では担任の会員が議論をリードし、具体的事例に沿って検討するため、限られた研修時間内で、未経験の分野にも実務的な理解を深めることができる。弁護士登録直後に、体系的に知識やノウハウを学ぶことができる貴重な機会であった。

2 会員同士のつながりを深められたこと

研修後には懇親会が開催され、クラスメンバーで親睦を深めることができる。私のクラスには19名の新入会員がいたが、いわゆる町弁から大規模事務所、公設事務所、企業内弁護士など多様な会員が参加していた。

事務所に同期がいない私にとって、互いの業務内容を聞くだけでも大きな刺激になったし、新人ならではの悩みも共有できた。またクラスには、女性会員も6名おり、同性の会員と親しくなれたことも心強かった。

世話人である担任・副担任とは、いわば師弟関係のようで質問もしやすく、事件処理や失敗談、事務所経営の方針など、レジュメを超えたお話を伺うことができ、大変感謝している。

学びと交流で即独の不安を解消

会員 杉山 成榮 (77期)



私は、20年以上の社会人経験を経て、2025年4月1日当会に入会した。当会入会前は、組織人事コンサルティング会社の営業職として顧客対応や交渉の現場に立ち、その後実家の会社の代表取締役役に就任し経営実務に携わってきた。事務所に就職する道も検討したが、自らのキャリアを活かして唯一無二の実務家を目指すべく、司法修習修了後弁護士協同組合が運営するTLC北千住にて独立開業する道を選択した。自らの責任で案件を受任し、依頼者と向き合う日々は充実している一方で、即独ゆえの不安も少なくなかった。

クラス別研修について、正直なところ当初は全8回のうち必須履修回数である4回のみ受講しようと考えていた。しかし実際に参加してみると、想像以上に得るものが多く、結果として8回中7回研修に出席した

(業務の都合で1回のみ参加できなかった)。離婚、相続、労働事件といった依頼者から相談を受ける機会の多い分野について、世話人の話を伺うなど、実務に直結する知見を学ぶことができた。また、即独のため日常的に気軽に相談できる先輩弁護士がいない状況であったが、世話人や同期の会員と率直に意見交換を重ねることができた貴重な機会となった。

クラス別研修を終え、世話人の馬淵会員、新井会員には、研修でお世話になったのみならず、私の抱えている案件について丁寧にご助言をいただいたこと等、心より感謝している。さらに、同期の会員と知り合い、継続的に連絡を取り合える関係を築けたことは、今後の弁護士人生にとって大きな糧となるものである。本研修は、私にとって弁護士キャリアの基盤を形づくる貴重な機会であったと実感している。

インハウスの立場で感じたクラス別研修の魅力

会員 田中 美早 (77期)

企業内弁護士にとってもクラス別研修は有益か？と聞かれたら、私はYESと即答する。総合商社に勤務する私が、クラス別研修を受講して特に良かったことはいくつかあるが、特に次の二点である。

一点目は、日常の業務では扱うことの少ない分野の基本的な知識を身につけることができたことである。特に私は離婚、相続、交通事故等の一般民事を扱ったことがなく、自分で学ぶ時間も作れずいたため、弁護士の基本としてそれらのテーマを学ぶことができたのは良い機会であった。特に、担任や副担任からは、参考書には書かれていない、ご自身の経験談や実務でのポイント、すでに実際の業務で経験した同期からは、学びや悩みを教えてくださいことができ、非常に参考となった。

二点目は、同期との繋がりを築けたことである。ク

ラスには業務分野や規模等が異なる様々な法律事務所勤務の弁護士、様々な業種の企業内弁護士が集まるため、異なる環境で働く同期の仕事や悩みを知ることができた。もちろん研修中にも共有する機会はあったのだが、研修会後に毎度開催される懇親会ではよりぎっくばらんに会話をすることができた。プライベートの話も弾み、研修外で飲みに行くメンバーもいるほど、仲を深めることができたのも懇親会のおかげである。同期の弁護士たちが何を考え、何を頑張っているのか、を知ることができ、社内に同期の弁護士がいない私には非常に良い刺激となった。

このご縁に感謝し、今後も大切にしていきたい。担任、副担任だった会員、クラスの同期、またわいわい飲みに行きましょうね。

新入会員歓迎会との連動

新進会員活動委員会 2025年度委員長 前田 健志 (73期)



新進会員活動委員会では、毎年、新入会員歓迎会を主催しており、今年度の78期新入会員歓迎会は、新入会員向けの集合研修の翌日に開催した。この機会に、新入会員歓迎会のコンセプトについて説明するとともに、今年度、新入会員向けの研修制度と連動開催したことの意義について、会員の皆様に広く知っていただきたい。

まず、新入会員歓迎会には、大きく2つの開催意義があると考えられる。

第一に、新入会員同士の懇親の場であることだ。例年、ビュッフェ形式の食事と景品が当たるゲームなどを準備して新入会員を歓迎するとともに、今後の弁護士人生で切磋琢磨し合う当会内の同期仲を深めていただく場を提供できるよう企画している。

第二に、委員会や任意団体の紹介の場であることだ。新入会員は、当会の入会后、研修員としていずれかの委員会に所属することになるが、各委員会がどのよう

な活動を行っているかについて知る機会は限られている。任意団体に関する情報についても同様で、「当会にそのような団体があったのか」という声を聞くことも少なくない。そこで、新入会員が集まる歓迎会の場において、委員会等の活動紹介の場を提供している。

そして、今年度は、例年とは異なり、集合研修の翌日に新入会員歓迎会を開催したが、その意義としては、連日開催にすることによって、新入会員にとって、当会への所属意識をより強く感じられる点にあるものと考えている。現状として、当会内の各種活動に積極的に参加する若手会員は決して多いものとはいえないため、新入会員歓迎会を通じて当会への所属意識が育まれ、多種多様な会内活動に興味を持つ若手会員が増えることを願っている。

末筆ながら、今回ご参加いただいた78期新入会員にとって、新入会員歓迎会が少しでも有意義な時間となったのであれば幸甚である。

お役立ちリンク集

東弁の若手支援制度



新規登録弁護士研修や
日常の業務に役立つ情報を
まとめました。



東弁公式キャラクター『べんとらー』

お役立ち情報満載!
今すぐチェック!



「杖先へつばね」
弁護士のスタートを切った皆さんへ



法律研究部に入ろう



東京弁護士会公認同好会



東京弁護士会・第二東京弁護士会
合同図書館 ご利用案内



LIBRA連載「弁護士が安心して働くための
社会保障」(弁護士の年金・保険制度)

日本弁護士国民年金基金加入の勧め

日本弁護士国民年金基金 監事 奥 国範 (54 期)

1 将来への備え

クラス別研修では、通常のカリキュラムの講義時間のうち約15分間を割いて、日本弁護士国民年金基金（以下「弁護士年金基金」という）の推進委員による弁護士年金基金の説明及び加入勧奨を行っている。

弁護士年金基金は、国民年金法に基づき、基礎年金である国民年金に上乘せ給付を行うために、日本弁護士連合会が母体となって平成3年に設立された職能型の国民年金基金であり、国民年金の第1号被保険者である弁護士及び弁護士業務補助者（配偶者・法律事務職員）が加入することができる。企業や弁護士法人に雇用されて厚生年金に加入している第2号被保険者や、第1号被保険者であっても都道府県などの地域型の国民年金基金（全国国民年金基金）に加入している場合には、弁護士年金基金に加入することができないが、逆に言えば、厚生年金や全国国民年金基金に加入していない場合には、将来に対する備えが不十分である可能性があるため、弁護士年金基金に加入することが勧奨される。

厚生年金に加入している者は、自ら特段の手続を行うことなく給料天引きの方法により厚生年金の保険料を支払うこととなり、使用者負担部分と併せて、自動的に将来の備えがなされているが、個人事業主としての弁護士は、自らの選択と手続履践により将来に備える必要がある。定年のない弁護士は、いつまでも働けると安易に考えがちではあるが、老後の生活を弁護士業務による収入のみに頼ることには大きなリスクが伴う。いつまでも十分な収入を得るだけの事件受任ができるとは限らないし、身体を壊して働けなくなる可能性もある。若いうちから、堅実に将来の備えを始めることが重要である。

2 節税効果

将来の備えのために弁護士年金基金に加入した場

合、その掛け金は、全額が社会保険控除の対象となり、非常に大きな節税メリットを得ることができる。最大で年額816,000円（2026年12月1日からは年額900,000円）の社会保険控除が可能となる。この節税メリットは非常に大きい。

そのため、当会では、集合研修における外郭団体紹介における弁護士年金基金の説明に加えて、はじめての確定申告を控えた頃に、改めて、各クラスにおいて、弁護士年金基金の推進委員を招いて、その説明と加入勧奨を行っているのである。現在は、企業や弁護士法人に雇用され、厚生年金に加入している弁護士であっても、将来、個人事業主となる可能性がある以上、年金の仕組みを頭にいれておくことは有意義である。

最近では、弁護士登録前からiDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出を始めている会員も少なくない。弁護士年金基金とiDeCoは、同じ社会保険控除の枠組みをシェアするものであることから、節税効果の点では同等であり、上限額の枠内で棲み分けをする必要がある。個人型確定拠出年金であるiDeCoは、将来の給付額が運用実績に左右されるところ、個人型確定給付年金である弁護士年金基金は、将来の給付額が確定している。給付される年金額が確定しているため、将来の収入を安定的に予測できる反面、給付額の固定化ゆえに将来のインフレ対策としての側面は弱い。弁護士年金基金とiDeCoをバランスよく組み合わせることも一案である。

若いうちに加入すれば、毎月の掛け金の額を低額に抑えられる制度設計となっているため、まずは一口でも弁護士年金基金に加入することには大きな意義がある。

クラス別研修では、このような弁護士年金基金の説明と加入勧奨を行うことにより新規登録弁護士の将来の備えについてもサポートしている。

女優・歌手
宝塚歌劇団元トップスター

望海 風斗さん

宝塚歌劇団元トップスターであり、舞台をはじめ、大河ドラマのご出演等、幅広くご活躍されている望海風斗さんのインタビューをお届けします。2025年度第33回読売演劇大賞では「大賞」を受賞され、その演技が高い評価を受けた話題作、『マスタークラス』や『エリザベート』などのお話を伺いながら、演劇に対する熱意と深い思索を伺うことができました。

聞き手・構成：安田 愛鈴、富田 寛之



——主演のミュージカル『エリザベート』*1（以下、宝塚歌劇団における同演目と対比して「東宝版」として言及されます）、主演のエリザベート役としてのご出演、本当にお疲れ様でした。演劇界において大きな注目を集めている作品の一つであると思いますが、ご出演をすることが決まった際のお気持ちをお聞かせください。

まずは信じられないという気持ちが強かったです。元々自分の人生において色々な役に挑戦してみたいという思いはありましたが、“エリザベート”という役が自分には持っていないものだと思っていましたので、まさか自分が挑戦できるチャンスがあるなんてという嬉しい気持ちと、信じられない気持ちがありました。

——“自分にはないもの”と感じていた役は演じていく中で、最終的にはどのような存在になりましたか。

私が元々考えていた“エリザベート”は、宝塚版の印象が強く、あのように可憐で可愛らしい人物は絶対にできないのではないかと感じていました。

そうした中で、お稽古の直前にウィーンとドイツへ行き、エリザベートが生きてきた場所を少しですが実際に辿ることができました。その土地を見たり、資料を読んだりする中で、それまで自分が思っていたエリザベート像が少し広がったというか、より柔軟に捉え

られるようになっていったと感じています。

最初は凄く昔の人で、自分とは遠い存在だと思っていたのですが、意外と時代的にもそこまで遠くなく、むしろ今の私たちに近い感覚を持った人なのではないかと思うようになりました。もし今の時代に生きていたら、共感できる人も沢山いたのではないかと思いますし、当時は時代の中で共感されにくかっただけで、本当に一人の人間として、生きづらさを抱えながらもしっかり生きて人だったのではないかと感じました。そう思えたことで、エリザベートとの距離がグッと近くなり、比較的近い存在として役に入っていくことができたのは大きかったと思います。

——エリザベート役として、宝塚時代からの同期である明日海りお様とダブルキャストでご出演されましたが、どのような思いがありましたか。

まず、音楽学校から一緒にやってきた同期でダブルキャストということが、本当にいいのかということ、正直最初は思いました。

でも、2人で、『エリザベート』を作れるということは本当に心強い存在であったので、もう稽古中からとにかく2人で手を取り合いながら、色々なことを乗り越えてきました。あと皆さん、トート役を含め色々な

*1：ミュージカル『エリザベート』とは ハプスブルク帝国最後の皇后エリザベートと、彼女を愛した黄泉の帝王“トート＝死”。トートはエリザベートが少女の頃から彼女の愛を求め続け、彼女もいつしかトートの愛を意識するようになる。（中略）滅亡の帳がおりる帝国と共にエリザベートに“運命の日”が訪れる。——ミュージカル『エリザベート』公式ホームページより（<https://www.tohostage.com/elisabeth/story.html>）。

役の方が、何年もやられている方が多い中で、主役が2人とも初めてという状態でしたので、明日海が存在が心強かったですし、そのときはもう本当に同期でよかったなと思いました。

——印象に残るシーンを教えてください。

公演中もずっとエリザベートとフランツ（※「フランツ・ヨーゼフ」、皇帝であり皇后エリザベートの夫）との物語が非常に大切だということを感じていましたので、フランツとの『夜のポート』という楽曲は、印象深く感じていました。見ていた時と実際にやってみてからとでは、『夜のポート』の印象がすごく変わりました。元々聴いていてもすごくいい曲だと思っていたのですが、これは歌ってみたいとわからないというか、本当にフランツとシシィ（※エリザベートの愛称）にしかならない2人のデュエットであり、誰にも理解できないであろう2人の絆というか、愛の話であることを強く感じました。

——人の心に残る歌を届けるために、何か意識していることはありますか。

歌に対しては宝塚時代から、どうやったら人の心に残る歌が歌えるかということとずっと考えて取り組んでいました。以前『ファントム』という作品で、作曲家のモーリー・イェストンさんが劇団に来てくださったときに、「歌は役、キャラクターの秘密をお客様に打ち明けるもの」ということを教えてください、それがすごく心に残っています。歌をきれいに歌うとか、うまく歌うことではなくて、ミュージカルにおいての歌は、お客様にだけ教える、感情をさらけ出すことであり、それをどれくらいお客様にさらけ出すことができるかということが大事だと思って、そういう曲のときは、その日感じていることをもうすべてさらけ出して、歌うということを意識しています。

——2025年度第33回読売演劇大賞、最優秀女優賞（※インタビュー時）受賞、誠におめでとうございます。

ありがとうございます。

——受賞のお知らせを聞いたときのお気持ちをお聞かせいただけますか。

まず女優賞の優秀賞に選ばれた時点ですごく嬉し

かったです。『マスタークラス』と『エリザベート』の2作品で選ばれたということで、特に『マスタークラス』は本当に大変な作品でもありましたが、でもあの作品がなかったら、今回このような『エリザベート』はできなかったと思いますし、2025年の大きな2つの山を乗り越えた自分に対しての、すごく励みになる賞だと感じました。

そして最優秀女優賞をいただいたときは、賞の重さを感じました。何かこの先自分が壁にぶつかる時や前が見えなくなる時には、いつも振り返って思い出せる、支えのような存在になるのではないかと感じています。

そして本当に周りの方に感謝ですね。この賞をいただいたことで、『マスタークラス』、『エリザベート』という作品がもっと多くの方に知っていただいて、再演をやるときに見てみたいと思う方が、増えたら嬉しいなと思っています。

——『マスタークラス』では、ストレートプレイ（※台詞と演技のみで物語を展開する演劇の形態）の演目が初めてだったということですが、ストレートプレイならではの難しさというものはどこにありましたか。

“歌がない”ということが一番難しいところですね。音楽が助けてくれないというか、ミュージカルは音楽で、その役を感情を打ち明けられるので、お客様にとっても、割と分かりやすいと思います。それに比べてお芝居だけだと歌がないので、そこが全部説明の言葉になってしまうというか、言葉をどう伝えていくかということが、とても大事になります。

演出家の森新太郎さんもすごく情熱をもって作品に挑まれる方で、稽古中はとにかくその足を休ませるなど、芝居において足が休んでいると何回も言われました。芝居のリズム感というものを、いつもミュージカルでは音楽に助けられていたものを、それを自分たちで作っていかねばならず、そのリズム感をとにかく休まず作れと言われてきて、それが慣れるまではすごく大変でした。

——『マスタークラス』では、マリア・カラスという世界的歌姫を演じられました。どのような印象を持たれましたか。

マリア・カラスのすごいところって、歌だけじゃなくて、その作品の中でその人物がどれだけ生きてるかっていうことをやりぬいた人だから、それは本当にすごい

など。台詞にも役を生きることについての話がちりばめられていました。そういうことを戦い抜いたからこそいろいろな言葉に説得力があるんだなと思って、台詞が実感を持って言えるように何回も色んなことを試してみたりしました。

彼女の台詞がエリザベートをやる上で、凄く勇気を与えてくれたと思っています。

——宝塚歌劇団を志したきっかけをお教えてください。

叔母が宝塚を大好きだったことと、私もバレエやピアノ、歌うこともすごく好きだったので、いつかはそのような表現ができるところには行きたいなと、ぼんやり子供の時から思っていました。叔母が私を宝塚に連れていってくれた際に、天海祐希さんを見て、もう本当にかっこいいなというか、恋に落ちて、天海祐希さんと同じ舞台上に立ちたいと思ったところから、宝塚を目指すようになりました。

——その後宝塚歌劇団に入団し、雪組のトップスターに就任されました。宝塚歌劇団にいたからこそ身につけることができた力を教えてください。

舞台上に立ったときに、もし何かが起きても、とにかく出たら何とかするとか、力づくでも何とかしてやる、みたいな感覚は、宝塚時代に培ったものだと思います。いろいろな壁にぶつかって、本当に初日大丈夫なんだろうかと思うこともありました。いざ舞台上に立つと「何とかしなきゃ」という気持ちが自然と出てくるというか、そういう勝負師のような感覚は、宝塚での経験の中で身につけていったものだと感じています。

また、舞台は一人で作るものではなく、みんなで助け合いながら作っていくものということも、劇団で強く学びました。誰かにピンチが訪れたときに、とっさにどう助けるか、どうすれば舞台を止めずに、お客様にできるだけ違和感なく届けられるかを瞬時に考える力は、劇団で培った大きな力だと思います。

——トップスターという存在は、責任が重大であったり、作品全体を見る必要があったりなど、ご苦労があったと思います。

トップになって感じたのは、自分のことを考える時間がないぐらい忙しいということです。作品のことがあったり、皆のことを考えている時間の方が長かった

し、その方が組にとってもいいということは感じていました。

あとは、いかにみんなが気持ちよく舞台上に挑めるかとか、失敗を恐れず挑戦できるかということは、すごく意識をしていました。稽古場では、自分自身も悩みながら役に向き合っている姿を見てもらうことで、「トップでもこんなに悔しがらんだ」とか、「苦労をするんだ」と感じてもらえたらいいなと思って。だからこそ、失敗を恐れずに、色々なことに挑戦してほしいという気持ちがありましたし、そういう雰囲気や空気をつくることは、特に大切にしていました。

それから、トップになると、本当にみんなが自分のことを見てくれるんだなというのを強く感じました。自分がどう動くかを見て、感じて、一緒に進んでくれるんだと実感したからこそ、私は走り続けるしかないなと思っていました。舞台が始まったら公演に集中して、毎回いいものを届けること、相手役の真彩（※真彩希帆さん）と一緒に全力で走ることを大切にしていました。その姿を見て、皆がついてきてくれて、生きのいい舞台をお届けできるような、わくわくした状態を常につくってほしいなと思ってやっていたように思います。

——俳優としてのご経歴の中で、影響を受けた方の存在はありますか。

沢山いらっしゃるのですが、天海祐希さんの存在は本当に大きいですね。天海祐希さんがいなかったら宝塚にも入っていなかったかもしれないですし、映像も舞台でも活躍されていて、舞台を拝見しに行く度に、もっと自分も頑張らなければと、いつも背筋が伸びるというか、そういう気持ちにさせていただけの方です。特別何かを教わっているからということではないのですが、心の中での師匠のように思っています。

でも、本当に宝塚では沢山の方々にお世話になって、皆さんから頂いた言葉とか、見せていただく仕事への姿勢みたいなものが、今の自分を作っていると感じるので、本当に先輩方には感謝しています。

——これまでのご経験の中で特に印象に残っている嬉しい出来事をあげるとすれば、どのような瞬間でしょうか。

一つ挙げるとすれば、宝塚の時の退団公演の東京の千秋楽ですね。コロナ禍だったこともあり、公演ができるかどうかハラハラの中でした。オーケストラも

なしにしたり、出演者も下級生が半分ずつに分けられて、舞台上に立てる人数も減らされたりなど、全員で舞台に立てなくても、舞台をやるためにはもうそれしかないという状況でした。舞台をストップさせずにやらなきゃいけないという緊張感と、皆で舞台に立てないという悔しさと、色々な思いがある中で、最後、千秋楽の『サヨナラショー』で、全員で舞台に立つことができ、寂しい気持ちもありましたが、まだ先が見えない時期にみんなでやりきって、千秋楽まで完走できたということがすごく嬉しかったです。

—— 逆に最も困難だったと感じられる時期についてもお聞かせいただけますか。

今一番思いつくのは、花組時代（※雪組でのトップスター就任前）、蘭寿とむさんがトップでいらっしゃって、これから先、花組がどうなっていくかとか、自分がトップになれるかどうかということを考える時期が、すごくもがいた時期かなと思います。その時に本当に色々な方に背中を押していただいたり、小池先生（※演出家の小池修一郎氏）にも沢山厳しく指導していただいたりなど、自分が上げられるように、本当に周りのの方がずっとプッシュして下さっている中で、なかなか上手く登りきれないというような、もどかしさを感じる時期がありました。ファンの方もきつともどかしかったと思いますし、私の中でも、この先どうしていったらいいんだろうと考える時期でもありました。でも、その時期があるからこそ、トップになれた時の気持ちもすごく忘れられないですし、今でも振り返ると、あの時期は本当に皆さんに助けていただいたと感じます。

—— 過去のご自身に一言かけられるとしたら、どの時期の望海様にどのような言葉をかけたいですか。

劇団に入ったばかりの自分に、ダンスのレッスンを頑張りなさいと（笑）、ダンスと日舞のレッスンはきちんと受けなさいと言ってあげたいです。歌に集中して頑張ってきた部分もありますが、今思えば、苦手なことってちょっと逃げがちで、そこは下級生の時に頑張れば続けることもできただろうと思います。

—— 今後俳優としてどのような挑戦をしていきたいですか。

宝塚時代や、卒業してからいただく役は、強く生きていく役が多くて、私もそういう役がすごく好きで、

どんな苦難でも、どう乗り越えていくかみたいな、人間の底力みたいなものを表現することが好きなのですが、逆にすごく弱々しいというか、そういう人も演じてみたいとも思います。どんなものでもできるようにという気持ちはまだまだあるので、こういう風になっていきたいというのは明確にはないのですが、こんな弱々しい役もやるんだという意外性も持ちたいと思います。

—— 弁護士という職業について、率直にどのような印象を持っていますか。

元々は怖いではないですけども、きっちりされているのかなというイメージがありました。一方でテレビでも出ていらっしゃるりとかするのを見て、少し印象が変わった部分もありますし、割と宝塚が好きの方も沢山いらっしゃって、お会いした際に意外と、そういうファンタジーみたいなものも楽しんでくださるんだなと思い、それで一気に印象が変わりました。

—— 『LIBRA』の読者に一言いただけますか。

ミュージカルは、本当にお好きな方にとっては身近なものだと思うのですが、初めての方にとってはなかなか一歩踏み出すのが難しいものでもあるのかなと思います。でも、リアルな世界の中に歌やダンス、音楽といった非日常が加わることで、ちょっとした逃避行のような感覚を味わっていただけるものでもあると思っています。『エリザベート』のような作品であれば、時代を越えて別の場所に行けたり、現実とは違う世界に触れたりしながらも、自分の人生に重なるような大切なメッセージを受け取っていただけるのではないかと思います。ミュージカルは、日常から少し離れて、でもすごく身近なところでそうした体験ができる場所だと思っていますので、ぜひ劇場に足を運んでいただいて、少しだけ現実を忘れていただけたら嬉しいです。

プロフィール のぞみ・ふうと

1983年神奈川県横浜市生まれ。2001年宝塚音楽学校入学、2017年雪組トップスター就任、2021年4月退団。以降、舞台を中心に活動の幅を広げている。主な出演作品に、ミュージカル『next to normal』『ガイズ&ドールズ』（2022年度 第30回読売演劇大賞優秀女優賞受賞）、『DREAMGIRLS』（2023、日本初演）（2023年第48回菊田一夫演劇賞受賞）、『ムーン・ルージュ!ザ・ミュージカル』（2023・2024）『マスタークラス』『エリザベート』の成果により、2025年度 第33回読売演劇大賞「大賞」と「最優秀女優賞」を、さらに令和7年度（第76回）文化庁芸術選奨「文部科学大臣新人賞」を受賞。

台北律師公會との家族法セミナー等の共同イベント開催について

国際委員会 委員長 三好 慶 (60期)

副委員長 瀧澤 渚 (67期)

1 はじめに

台北律師公會（台北弁護士会）は、1947年に設立された台湾最大の単位会であり、会員数は約8000名を超え、台湾における弁護士の多数が所属する中核的な弁護士会である。

当会と台北律師公會との交流は、2023年の国際会議でのコミュニケーションを契機として開始され、その後、実務者レベルでの交流が継続されてきた。2024年3月には台北律師公會の訪問を受け入れ、東京にて個人情報保護法に関する共同セミナー及び懇親会を実施した。これを契機として友好関係が深化し、2025年1月には当会代表団が台北市を訪問し、友好協定の締結に至っている。

本稿では、このような交流の流れを受けて、2026年3月6日に当会が台北律師公會の徐頌雅理事長、張志朋前理事長（常務理事）をはじめとする約20名の訪問団を迎え実施した共同イベントについて、その内容及び成果をお伝えするものである。



弁護士会館を訪問した徐頌雅・台北律師公會理事長（中央左）ら

2 当会会長への表敬訪問

午前中に司法関連のソーシャルイベントを行った後、弁護士会館来賓室等において、台北律師公會の徐頌雅理事長、張志朋前理事長（常務理事）、黃傑国際事務委員会主任委員、洪邦桓国際事務委員会副主任委員による会長表敬訪問が実施された。当会からは、鈴木善和前会長、的場美友紀

前副会長、樋口一磨国際委員会2025年度委員長、三好慶国際委員会本年度委員長が参加した。

本訪問においては、鈴木前会長及び徐理事長によるスピーチが行われたうえ、両会の交流の経緯及び今後の発展に向けた意欲が確認された。組織の代表者同士による直接の対話は、両会の信頼関係を強固にするものであり、当日の会館でのオープニングイベントにふさわしいものであった。

3 家族法に関する共同セミナー

会長への表敬訪問の後、午後2時30分から午後5時30分まで、弁護士会館301号室において、「台湾と日本における家族法及び実務」をテーマとする共同セミナーが開催された。

本セミナーは、国際案件を扱うか否かにかかわらず、当会会員の多くが興味を持つであろうテーマとして、家族法、そして、2026年4月より施行される離婚後の共同親権制度等を取り上げた。

さらに、本セミナーは、日本語及び台湾標準中国語による同時通訳により実施することで、言語の壁なく、当会会員が日台の家族法実務を理解しやすいよう配慮した構成とした。

まず、本セミナーの冒頭は、松田純一2023年度会長、徐理事長による開会スピーチにて開始された。

次に、台湾側からのパートにおいては、楊晴翔理事より、共同親権制度の理論に加え、長年の実務運用に基づく具体的な判断枠組みが紹介された。特に、「主たる監護者」という概念を中核として、共同親権の下でも実務上の意思決定が停滞しないよう工夫されている点や、子の最善の利益を判断する際に考慮される具体的な要素（監護の継続性、子の意思、親の協力性等）が示され、日本における今後の制度運用にとって有益な示唆が得られた。

また、子の引渡しに関する議論においても、台湾の憲法裁判所の判断を踏まえ、子の生活環境の継続性や意思を重視する考え方が紹介されるなど、重要な論点が提示された。

これに対し、日本側からのパートにおいては、皆川涼子会員より、婚姻制度、戸籍制度、離婚手続及び親権制度の全体像が説明されるとともに、2026年4月施行予定の離婚後の共同親権制度について、その制度趣旨及び実務への影響が解説された。

また、今里恵子国際委員会委員からは、国際的な子の連れ去りに関するハーグ条約の運用及び強制執行の実務についての説明があった。この際には、具体的な運用に関し、個別事例を踏まえた大変貴重な実務上の知見についても紹介がなされた。

本セミナーの最後は、的場前副会長、鄭凱鴻常務理事からの閉会挨拶にて締めくくられた。的場前副会長からは、この後開催される、晩餐会や会場の歴史的意義についての言及もなされ、最終の公式プログラムである晩餐会への期待感を高めるものとなった。



4 晩餐会

晩餐会は、港区所在の綱町三井倶楽部において開催された。本会場は、歴史ある洋館建築として知られ、落ち着いた雰囲気の中で格式ある交流の場を提供するものであり、両会の友好関係を深める場としてふさわしいものであった。

晩餐会は別館大食堂において、着席形式にて実施され、参加者は、ゆったりとした時間の中で交流を深めた。晩餐会開始前には、同敷地内の庭園を散歩する参加者も多く、写真撮影をするなど、和やかな交流が行われていた。

晩餐会冒頭において、まず、鈴木前会長より歓迎の挨拶が行われ、台北律師公會訪問団の来訪に対する謝意が述べられるとともに、両会の交流が着実に深化していることへの喜びが表明された。

そして、徐理事長の挨拶においては、東京と台北というともに変化の激しい都市において、正義の実現及び依頼者の権利保護という課題に向き合っている点が共通しているとの言葉があり、そのような両会が長期的なパートナーとして関係を継続していくことへの期待が示された。

さらに松田2023年度会長による乾杯の挨拶では、スピーチの前半が中国語により行われ、通訳なしに台北側にメッセージを直接届けることで、両会の心を通わせる交流を実現し、そして信頼関係の深化に大きく寄与するものとなった。

晩餐会は、終始和やかな雰囲気の中で進行し、また、着席

形式の会食であったことにより、比較的長時間の対話を行うことが可能となり、各テーブルにおいて、密度の高い交流がなされた。

さらに、フォトセッションや記念品贈呈等のプログラムを通じ、両会の一体感もさらに深められることとなった。

晩餐会の締めには、上田智司2024年度会長、張前理事長より、二人の信頼関係を基にした、温かみのある閉会スピーチが行われた。これは両会の関係性が強固となったことを象徴する内容であり、大いに盛り上がるものとなった。

そして、的場前副会長の閉会の辞により、晩餐会は名残惜しくもその幕を閉じることとなった。

5 おわりに

本イベントは、友好協定締結後の初回の具体的な交流として、制度理解、実務交流及び人的交流のいずれの面においても有意義な成果を上げるものであった。

特に、共同セミナーにおける実務的議論は、日本における制度改正の時期とも相まって、当会会員に対しても有益な知見を提供するものであったし、また、晩餐会等を通じて、両会の人的ネットワークが一層強固なものとなったといえる(当日はその後、非公式ながら二次会も開催された)。

今回の交流が実現したのは、これまでの交流の積み重ね及び関係各位の尽力によるものであり、この場を借りて深く感謝申し上げる。

今後、友好協定をより実質的かつ意義深いものとするため、継続的な交流に努めるとともに、当会会員への一層の還元を努めていく所存である。

犯罪被害者等法律援助業務 (犯罪被害者等支援弁護士制度) について

犯罪被害者支援委員会 委員長 小笠原 友輔 (65 期)

1 概要

2026 (令和8) 年1月13日、法テラスの犯罪被害者等法律援助業務 (以下「新制度」といいます) がスタートしました。新制度は、一定の重大犯罪の被害者等について、資力要件等を満たす場合には、刑事事件及び民事事件についての弁護士費用の援助を、国費から、原則として償還不要で受けられるというものです。

資力が十分でない犯罪被害者等が、弁護士費用の負担を理由に、必要な法的支援を受けられないということがないように、新制度の活用を積極的にご検討ください。

なお、本稿の内容は2026年3月時点のものです。最新の内容については、当会会員サイトの「マニュアル・書式>国選・当番・法律援助事業書式>犯罪被害者等法律援助」に、法テラスによる解説資料や各種書式が格納されたストレージ (以下「Box」といいます) へのリンクがありますので、そちらをご確認ください。

2 新制度の主な内容

(1) 対象被害者等

2026年1月13日以降に発生した以下の罪の被害者等

- ア 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪 (未遂罪を含む)
- イ 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪 (負傷又は疾病の要治療期間が3月以上又は第14級以上の後遺障害が存するもの)
- ウ 不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ若しくは監護者性交等の罪又はその犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪 (未遂罪を含む)

(2) 資力要件

被害者等及び配偶者の資力 (流動資産) の合計額から当該被害による療養費等を控除した額が300万円以下であること。ただし、配偶者が事件の相手

方である等の場合にはその資力を加算しないことができる。

(3) 援助の種類

- ア 犯罪被害者等法律相談援助
同一事件につき3回を限度として利用可能。
- イ 犯罪被害者等代理援助
 - ① 刑事事件への対応：日弁連委託援助事業による犯罪被害者法律援助 (以下「委託援助」といいます) と概ね同様。
 - ② 民事事件の対応：交渉、損害賠償請求訴訟、民事執行、財産開示、民事保全、損害賠償命令申立など (※DV保護命令申立は含まれない)。

(4) 報酬基準等 (すべて消費税込)

- ア 犯罪被害者等法律相談援助
5500円 (60分以上の場合は1万1000円)
- イ 犯罪被害者等代理援助
以下①~③の他に困難等加算報酬などが決定される場合がある。支払時期は原則として援助終結時 (一定の場合に中間払いあり)。
 - ① 刑事事件 (基本報酬)：実費込9万3000円~17万円。一定の活動がない場合は減額される。
 - ② 民事事件 (加算報酬)：民事法律扶助の立替基準に準じる。関連減額が行われる場合がある。
 - ③ 成果報酬：現実に入手した金銭等に対する11% (300万円を超える部分については6.6%)。

(5) 被害者等に費用負担が生じる場合

- ア 現実に入手した金銭等がある場合：成果報酬
- イ 現実に入手した金銭等から成果報酬及び当該被害による療養費等を控除した額が300万円を超える場合：通常報酬 (基本報酬・加算報酬) 及び成果報酬

3 他の制度との関係

(1) 委託援助との関係

新制度は、従来、委託援助がカバーしていた範囲と一部重なりますが、新制度が利用できる場合には委託援助は利用できず、新制度を利用する必要があります。

この点、傷害事件において、申込時点で治療期間や後遺障害の有無が不明で新制度が利用できるかわからない場合には、新制度と委託援助の両方を同時に申し込むこともできます。

(2) 国選被害者参加制度との関係

被害者参加については新制度の業務に含まれず、国選被害者参加制度を利用することが想定されています。

しかし、国選被害者参加制度の資力要件は200万円以下のため、資力が200万円を超え300万円以下である被害者等は、新制度の利用対象であっても国選被害者参加制度を利用することができません。

そこで、新制度の導入にあわせて委託援助の対象範囲が拡大され、上記の場合の被害者参加も委託援助の対象となることになりました。この場合の報酬の支払時期は終結決定後であり、金額としては国選被害者参加の報酬金額と概ね同様の額が支払われます。

(3) 利用できる援助制度のまとめ

2026年1月13日以降の犯罪被害に関する援助制度の関係性をまとめると、以下の表のとおりとなります。

	資力200万以下	資力200万超 300万以下	資力300万超
新制度の対象犯罪	参加：国選被害者参加 刑事：新制度 民事：新制度	参加：委託援助 刑事：新制度 民事：新制度	参加：なし(*1) 刑事：なし 民事：なし
新制度の対象犯罪でない	参加：国選被害者参加 刑事：委託援助 民事：民事法律扶助(*2)	参加：なし(*1) 刑事：委託援助 民事：民事法律扶助(*2)	参加：なし(*1) 刑事：なし 民事：なし

(*1) 資力が500万円未満の場合、東京都が被害者参加制度を利用するための弁護士費用（最大10万円まで）を助成する制度があります。詳しい要件や申込みの手続については、東京都総務局人権部人権施策推進課被害者支援連携担当（直通03-5388-2589）までお問い合わせください。

(*2) 民事法律扶助については、法テラスの定める収入・資産要件を満たす必要があります。

4 利用の手続

(1) 基本契約の締結

新制度を利用するためには、あらかじめ法テラスとの間で犯罪被害者等法律援助業務基本契約を締結する必要があります。基本契約の締結は、Boxから申込書入手し、法テラス地方事務所に対して行います。

(2) 個別事件の援助申込

必要書類をBoxで確認、ダウンロードし、法テラス地方事務所にFAX又は郵送で提出します。このとき、民事法律扶助とは異なり、【援助申込書・法律相談票・事件調書・資力申告書・住民票の写し】といった書類に加えて、【申込者と受任者の署名押印のある個別契約書及び重要事項説明書】も同時に提出します。

(3) 精通弁護士名簿に基づく配点

弁護士が自らの事務所等で相談を受けた犯罪被害者等について新制度を利用すること（いわゆる持ち込み）もできますが、犯罪被害者等から法テラスに相談申込みがあった場合には法テラスが精通弁護士名簿に基づいて弁護士の紹介を行いますので、基本契約の締結とあわせて精通弁護士名簿への登録もご検討ください。精通弁護士名簿への登録には、所定の研修の受講等が要件となっており、申込みは当会に対して行う必要がありますので、詳細は当会人権課（03-3581-2205）までお問い合わせください。

生成 AI サービスの適正な業務利用に向けて — 東弁ガイドラインと事業者照会を踏まえて —

弁護士業務改革委員会 委員 杉谷 真 (70 期)

1 はじめに

弁護士業務における生成 AI サービスの活用が広がる一方、弁護士は依頼者情報等の機微情報を取り扱うため、信頼性のある生成 AI サービスを選定し、適切な設定の下で利用することが求められる。そこで、当会では利用ガイドラインを策定するとともに、主要な生成 AI 事業者への照会を実施した。本稿では、事業者の回答を一つの実例として取り上げ、生成 AI サービスの選定に関する考え方を紹介する。

2 当会の生成 AI ガイドライン

当会では、弁護士業務改革委員会・第2部会（新業務研究部会。以下「2部会」という）が中心となり、弁護士業務における生成 AI サービスの業務利用に関する留意点を整理した「弁護士業務における生成 AI サービスの適正利用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という）を取りまとめ、2025年3月27日に施行した（制定報告：2025年4月21日付東弁2025秘第16号）*1

本ガイドラインは、生成 AI サービスの円滑かつ適正な利用を促すことを目的とする会員向けの推奨事項であり、遵守を義務付けるものでも、綱紀又は懲戒の直接的な基準とすることを想定するものでもない。

弁護士が生成 AI サービスを業務に用いるにあたっては、上述のとおり、機微情報を取り扱う特性上、信頼できるサービスを選定することが出発点となる*2。

そこで、本ガイドラインでは、信頼性のある生成 AI サービスの選定基準を、後記3の表の左欄のとおり、5つの要件に整理した（本ガイドライン2(1)）。本稿では、この選定基準に焦点を当てる。

3 事業者照会及びMS社の回答

当会は、2部会が中心となり、本ガイドラインの運用に資する情報を得るため、2025年9月、本邦において汎用型の生成 AI サービスを提供する主要事業者を対象に、入出力データの取扱い、データの利用・保存、セキュリティ対策体制、データ処理の方法等に関する照会を実施した。

本稿では、会員への有意義な情報提供の観点から、当該照会に対して得られた回答のうち、内容が最も具体的かつ明確であった日本マイクロソフト株式会社（以下「MS社」という）の回答を取り上げる。なお、これは回答内容に基づく編集上の判断であり、特定企業を恣意的に選定したものではない。

本稿で対象とするのは、MS社の提供する生成 AI サービスのうち、Microsoft 365（Word、Outlook等）に組み込まれ、弁護士業務でも日常的な使用が想定される「Microsoft 365 Copilot」（以下「本サービス」という）である。Microsoft 365 Copilotには複数のプランが存在し、プランによって契約条件、データの取扱い、管理者による設定可能範囲等が異なり得るところ、ここでいう「本サービス」とは、Copilotプラン*3のうち、「一般法人向けプラン」及び「大企業

*1：生成 AI の利活用に関しては、日本弁護士連合会 AI 戦略ワーキンググループが、2025年9月に会内資料「弁護士業務における生成 AI の利活用等に関する注意事項」を会員専用サイトに公表しており、本ガイドラインと併せて適宜参照されたい。

*2：弁護士業務における生成 AI サービスの利用を念頭に置いたサービス選定に関する議論においては、利用規約等から把握されるサービスの内容が本ガイドラインに適合するかという点と、生成 AI 事業者による実際のサービスの運用が当該利用規約等に適合しているかという点とを、区別して整理する必要があることに留意されたい。

*3：<https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-365-copilot/pricing>

向けプラン」を指し、「個人向けプラン」は含まれないことに留意されたい*4。

2部会において、本ガイドライン2(1)「生成AIサービスの選定基準」に照らし、MS社の回答内容を踏まえて、本サービスを検討・整理した結果を、下表に示す。

以上のとおり、MS社から受領した回答を前提に、

2部会において、本ガイドラインの定める選定基準に沿って本サービスを整理した限りでは、同選定基準と明らかに齟齬する点は見当たらなかった。

なお、上記の整理は、あくまで本ガイドライン上の選定基準との関係を検討したものであり、当会として本サービスの利用を会員に推奨し、又はその安全性を保証するものではない。

また、本稿は、MS社による最終確認日（2026年4月22日）時点の情報に基づくものである。生成AI

生成AIサービスの選定基準	Microsoft 365 Copilotの仕様/設計	要件該当性
(要件ア) (弁護士業務における) 生成AIサービスの利用が、当該生成AIサービスの利用規約等に違反しないこと	本サービスを弁護士業務において利用することは、本サービスに適用される契約条件上、禁じられていない。	○
(要件イ) 生成AIサービスの提供者が、自身又は第三者をして、入出力情報を機械学習その他の用途に使用しない、又は機械学習その他の用途に使用しない設定が可能であること	ユーザーが入出力したデータは、ユーザーの書面での指示に従って行われる場合を除き、生成AIの基盤モデルのトレーニングに利用されることはない。*5 なお、これは標準仕様となっており、ユーザーによる個別のオプトアウト設定を要しない。	○
(要件ウ) 生成AIサービスの提供者が、正当な理由なく入出力された情報にアクセスできないこと（ただし、不適切な出力を避けるために機械的にスクリーニングが行われる場合は、この限りではない）	MS社による処理対象データ（ユーザーの入出力する機微情報を含む）への人的アクセスの可能性はあるものの、DPA（マイクロソフト製品/サービスデータ保護補遺）に基づき、最小権限の原則のもと、そのアクセスは厳格に制限されている*6。なお、本サービスの利用者はログを確認することにより、当該データへのアクセス（MS社によるものも含む）の有無を確認できる。*7*8*9	○
(要件エ) 入出力された情報について暗号化され、サーバーの脆弱性対策が講じられているなど、厳格なセキュリティ対策が実施されていること	データは転送中及び保存時に暗号化される（FIPS 140-2準拠）。また、通信・データ保存・運用管理についても、ISO/IEC 27001等の国際的な情報セキュリティ認証・評価の枠組みに基づく管理が行われている。*10	○
(要件オ) 入出力された情報が、一定の保存期間経過後に自動的に削除される、又は利用者による削除が可能であること	初期設定では、入出力された情報が一定の保存期間の経過後に自動的に削除されることはないが、管理者において保持期間を任意に設定し、期間経過後に削除する運用が可能である*11。なお、短期の保持期間設定（例：1日後に削除）も可能である。	○

生成 AI サービスの適正な業務利用に向けて —東弁ガイドラインと事業者照会を踏まえて—

サービスについては、発展が目覚ましく仕様の変更やサービスの改善が行われる可能性があることから、会員において本サービスを利用する際は、MS 社の公表情報*12等を参照し、仕様変更やサービスの内容を含めた最新情報を確認されたい。

なお、弁護士業務で生成 AI を利用するにあたっては、信頼できるサービスの選定にとどまらず、出力内容の誤り（いわゆるハルシネーション）を前提とした検証等、利用上の留意点にも配慮を要する。本ガイドライン全文は、当会の会員サイト*13に掲載されているので、併せて参照されたい。

4 おわりに

本稿では、事業者照会の回答内容を素材として、本サービスを本ガイドライン上の選定基準に照らして具体的に検討した。会員が弁護士業務における生成 AI サービスの選定を検討する際には、本稿の整理を参考にしつつ、本ガイドラインに掲げる各要件適合性を確認することが、一つの手がかりとなろう。

会員向けガイドライン参照のご案内

本ガイドライン全文は、
右記の二次元コードから
参照されたい。



*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332

- * 4：サービス名が同一又は類似していても、プランの相違により、入出力情報の取扱いや管理機能が異なる場合がある。会員が弁護士業務において生成 AI サービスを利用する際には、自らが利用しようとするプランが業務利用に適した契約条件及び管理環境を備えているかを確認することが重要である。
- * 5：ライセンスプログラムごとにリンクは分かれているが、例えば、大規模顧客向けの製品条項 (<https://www.microsoft.com/licensing/terms/ja-JP/product/ForOnlineServices/EAEAS>) 内の「トレーニングのためのコンテンツ使用」という項目には、「Microsoft Generative AI サービスは、お客様の文書化された指示に従って行う場合を除き、生成 AI 基盤モデルのトレーニングのために顧客データを使用することはありません。」と明記されている。
- * 6：なお、OneDrive や Exchange Online といった MS 社の他の商用版クラウドサービスも本サービスと同じ DPA が適用されるとのことである。
- * 7：DPA の「データアクセス」の項目によれば、MS 社の従業員による常時のアクセスは行われず、サービスの提供・維持、障害対応、セキュリティインシデントへの対応等の正当な業務上の必要がある場合に限り、役割ベースの承認及び監督の下で、限定的かつ一時的に人的アクセスが行われることがあるとのことである。なお、かかるアクセスは記録・監査等の統制の下で実施される。本文及び本脚注につき、マイクロソフト製品/サービスデータ保護補遺 (<https://www.microsoft.com/licensing/docs/view/Microsoft-Products-and-Services-Data-Protection-Addendum-DPA>)。
- * 8：処理対象データにバックドアを設けず、政府機関を含む第三者に直接的又は無制限のアクセスを認めないこととされている。前掲脚注 7 のマイクロソフト製品/サービスデータ保護補遺参照。
- * 9：入出力データの処理・保存先はテナントのプロビジョニング場所や管理者設定により定まる。日本でプロビジョニングされたテナントにおいては、入出力データは通常、日本リージョン内のデータセンターに保存される。もっとも、本稿執筆時点では、サービスの可用性や信頼性の確保等のため、機能や状況に応じてリージョン外で処理が行われる場合がある（なお、当会が Azure Regions List (<https://learn.microsoft.com/en-us/azure/reliability/regions-list?tabs=asia-pacific>) を確認したところ、Azure のパブリッククラウドにおけるリージョン一覧には中国本土は含まれていない。Microsoft 365 Copilot と Copilot Chat の Data Residency (<https://learn.microsoft.com/ja-jp/microsoft-365/enterprise/m365-dr-workload-copilot?view=o365-worldwide>)
- * 10：Microsoft 365 Copilot のセキュリティ (<https://learn.microsoft.com/ja-jp/copilot/microsoft-365/microsoft-365-copilot-ai-security>)
- * 11：保持期間が終了すると、データは「SubstrateHolds」フォルダーに移動され、1 日以上保持された後、次のタイマージョブ（通常 1～7 日間隔）で完全に削除されるほか、訴訟ホールド等がある場合には完全削除が中断され得るとのことである。また、削除後の復元不可能性を保証する対応はなされていない。「Copilot & AI アプリのリテンション期間について説明します」と題されたウェブページ (<https://learn.microsoft.com/ja-jp/purview/retention-policies-copilot>)
- * 12：<https://learn.microsoft.com/ja-jp/>
- * 13：<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/gyoumu/file/%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E7%94%9F%E6%88%90A1%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E3%81%AE%E9%81%A9%E6%AD%A3%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

市民会議出席委員一覧 (7名)

※敬称略、肩書は2026年3月17日現在

今井 桂子 (中央大学理工学部情報工学科教授)

高松 和子 (関西電力株式会社取締役)

中島 京子 (小説家)

林 鉄兵 (日本労働組合総連合会副事務局長)

山本 一江 (消費生活専門相談員)

渡部 尚 (東村山市長)

渡辺 勉 (朝日新聞社編集担当補佐)

2025年度第2回目の市民会議が、2026年3月17日(火)17時30分から2時間にわたって、ハイブリッド方式で開催された。今回のテーマは「司法とAI」。AIの急速な普及を背景に、司法の現場や社会全体における活用のあり方と課題について、活発に意見が交わされた。

1 AI使用の現状について

冒頭、各委員に対し、AI使用の現状を伺った。大学教育に携わる委員からは、基本的にAIを使っていないことが報告され、その理由として、AIは一見正しそうなことを言ってもそうでない場合があり、根拠を毎回検証する必要があることが挙げられた。消費者相談や労働相談の現場では、相談者はAIを使って文章を書いたりするが、実際は全然違う話であったりするため、結局最後は相談員による現実の聞き取りが必要になる実情が紹介された。行政の現場では、AIの導入により大幅に労働時間が削減されており、AI等の利用を進めないと仕事が回らない現実についての報告があった。

弁護士のAI使用については執行部から、効率化を図るため使用することはあるが、まだまだ実際の弁護士には及ばない現状が報告された。これに対し委員からは、法律相談にAIを使うことは非弁活動にならないのか、AIに頼って粗悪な弁護士活動を行うのであれば依頼者のためにならないのではないか、AIを使う際は情報漏洩に気を付けてほしい、などの疑問と要望が出された。

2 AIに対する懸念

各委員からは、AIに対する強い懸念が多く寄せられた。本来善でも悪でもないはずのAIなのに、フェイクニュースなど圧倒的に悪い使い方が増えており、倫理も哲学もなく間違いを触れ回っている現状、エコ



チェーンバー（同じ意見や価値観を持つ人々の間で情報が反響し、意見が増幅・強化される現象）やハルシネーション（事実に基づかない情報を、あたかも正しいかのように生成する現象）などの問題について、危機感が示された。

3 AI時代に求められる裁判及び弁護士のあり方

AIに対する懸念表明を受け、裁判及び弁護士の将来像について議論が交わされた。委員からは、人権とAIは折り合いが悪く、コスト削減のために裁判所が安易にAIを使用することは、かえって国民の損になってしまうとの意見が出た。また弁護士の仕事は、最後に残る「人間にしかできない仕事」の一つになるのではとの意見もあった。執行部からは、判決には感銘力と当事者の納得感が必要であり、AIでは誰も納得しない現実は変わらないであろうとの予測が示された。

本会議を通じて、AIは司法においても補助的役割を果たし得る一方で、その利用には慎重な検討と適切なルール整備が必要であることが改めて浮き彫りになったといえる。

*市民会議の過去の議題や議事録はこちらからご確認いただけます。

<https://www.toben.or.jp/know/activity/shimin/>

今こそ変えるぞ! 再審法

第11回 菊池事件—ハンセン病差別と闘う

再審法改正実現本部 副本部長 古本 晴英 (50期)

1 再審請求棄却決定

2026年1月28日、熊本地裁は、菊池事件について、再審請求を棄却する決定をした。弁護人らは直ちに即時抗告の申立を行い、福岡高裁では、異例のスピードで3者協議が始まったことが報じられている。

菊池事件は、ハンセン病の患者であったFさんが、村役場職員を刃物で殺害したなどの罪で1957年に死刑が確定した事件で、既にFさんは1962年9月14日に死刑が執行されている。

今回の再審請求において争点の1つとなっているのが、憲法違反は再審開始理由になるのかという点であった。ハンセン病の患者とされたFさんの裁判は、公開原則に反して閉鎖された菊池恵楓園内の「特別法廷」で行われた。法廷は消毒液の臭いがたちこめ、被告人以外は白い予防衣を着用し、ゴム長靴を履き、ゴム手袋をはめた手で証拠物を扱い、調書をめくるのに火箸を用いたとされている。未だ決着のつかない菊池事件の“歴史”を振り返りたい。

2 再審請求に至るまで

Fさん本人の再審請求は3回行われている。そしてなんと、3度目の請求が棄却された日の翌日に死刑が執行されている。その後、遺族が再審請求したのはおよそ60年が経過した2021年4月22日である。長年、遺族が請求できなかった理由は容易に想像ができる。ハンセン病患者が出たという事実は、患者本人に留まらず、その家族・親族に対しても、いわれない厳しい差別の理由になってきた。そのため遺族は、Fさんの親族であると名乗り出て再審請求人になることができなかったのである。

その間、漫然と放置されていたわけではない。2001年にらい予防法違憲判決が出た後、元患者の団体が、2012年に再審請求権のある検察官が再審請

求をすべきだと検事総長宛に要望した。翌年には、最高裁宛に、特別法廷で行われた審理の調査を要望している。最高裁は、2016年4月に調査報告書を公表し、必要性がない特別法廷を設置し続けた運用の誤りを認め、偏見、差別を助長することにつながったと謝罪している。

他方、検察官は再審請求をしない。そのため、請求しないこと自体が違法であるとして、2017年、国賠訴訟を起こした。2020年、熊本地裁は請求は棄却したものの、確定審の審理が憲法違反であることを認めた。そこで、同年、請願権（憲法16条）を根拠に、市民らが再審請求を行った。長い年月が経過しただけでなく、これら一連の出来事が広く報じられ、ようやく遺族が請求人になることができたのである。

3 決定の問題点

今回の決定は、特別法廷は憲法13条、14条1項に違反し、裁判の公開原則を定めた憲法37条1項、82条1項に違反する疑いがあるが、公開法廷で審理したとしても、証拠関係等に変動はないから、重大な事実誤認を来すものとは認められないとして再審開始を認めなかった。

この決定は、憲法が31条以下で適正手続の保障を定めた趣旨を十分理解しているとは思えない。Fさんの目の前で裁判官が予防衣を着て、証拠を箸でつかむのである。差別そのものの審理の渦中にいたFさんが十分な防御ができる心境にあったとは到底思えない。手続保障が欠けたのはハンセン病に対する差別や偏見があったことは明らかで、言い訳はできない。適正な裁判が行われていないのであるから、適正な裁判をやり直すのは、むしろ当然のことではないか。

第2回 自治体職員との協働で困難事案に立ち向かう

公設事務所運営特別委員会 副委員長
弁護士法人多摩パブリック法律事務所

押田 朋大 (63期)

1 はじめに

多摩パブリック法律事務所（以下「多摩パブ」という）では、日ごろから多数の債務整理のご依頼をいただいているところではあるが、近年単純に打ち合わせをして、書類を集めて裁判所に対して破産申立をするというだけでは解決ができないケースが増加している。

たとえば、債務整理中にさらに債務が増加するようなことは厳に避けられるべきことであるが、認知症の疑いがある方のケースや、精神障害、知的障害がある、もしくはこれが疑われる方のケースなどでは、そもそも金銭の管理状況が不全であり、既存の債務に対して介入したものの、既存債務の情報が正確でなく、新たに債務が発見されたり、弁護士が把握していないところで新たな債務が生じていたりすることも少なくない。

もちろん、受任時に新たに債務を増やすことのないようにという説明は十分行っているところではあるので、弁護士によっては辞任を選択するということもありうるところであろう。しかし、多摩パブは当会の公設事務所であり、またこうした方の司法アクセスの改善を設立理念のひとつとしているだけに、こうした困難ケースを安易に手放すわけにはいかない。

仮にこうしたケースについて手放さないで事件処理を進めるとしたら、判断能力の衰え、もしくは欠けていることにより金銭管理が不全となっているものであるから、成年後見申立を行って、金銭管理を安定させてから債務整理を行えばよい。しかし、現実にはそんなにうまくいかないケースも多い。本人が意思疎通をほとんどすることのできないケースは別として、意思を表示できるケースにおいては、後見申立

から入るケースを本人が忌避するケースもあり、本人の意思を無視して後見申立をするわけにはいかないからである。

2 対応ケースについて

今回は、こうしたケースの中から、当職が経験した事例をプライバシー保護の観点からやや改変したものを用意し、どのように対応してきたかをご紹介します。

受任のきっかけは、ある自治体の自立支援課（困窮者自立支援法にかかる業務を担当する部署）から、出張相談に来て欲しいという話があったことによる。

聞いたところによると、相談者は高齢男性。自宅に独居であるが、生活能力に限界があるのか、自宅はゴミだらけで、金銭管理もままならず、請求書類が家に散乱している。年金が一定程度あるため、生活保護を受けることはできない。地域包括支援センター（以下「地域包括」という）が関わっているものの、総じて支援には拒否的であり、今回なんとか弁護士に相談するというのを納得してもらったので、自宅まで出張相談に来てもらいたい、というものであった。

自立支援課の職員や地域包括の職員と自宅に訪問すると確かに自宅はゴミや脱ぎ散らかした衣服だけであり、座る場所を探すのにも一苦勞するような状況であった。わたしの訪問前に自治体の職員が請求書を掘り起こしてくれたおかげで、ある程度債務の状況については理解できたが、相談者本人は日々の生活にかかる金銭の状況を把握できておらず、「家計は回しているし、借金の返済もできている」と述べた。しかし、地域包括からの情報では、年金支給日

直前には、ほとんど食事ができていないほど困窮しているであるとか、債務の増え方などからして、家計はマイナスになっていることは推測できる状況であった。

自宅は持ち家であり、本人が大切にしているペットの関係もあって、施設入所を含む転居は全く考えられないとご本人が述べていることから、自宅を売却して債務を弁済するとか、破産申立をするとかいうことはできうる限り避けなくてはならないところである。しかし、家計が安定しないどころか、実態の把握もできないのでは、任意整理が可能かどうか判断できない。もちろん、成年後見の申立や地域権利擁護事業（日常的な金銭管理を支援するもの）の導入、あるいは、自宅を売却して債務を整理することなども提案したが、予想された通り、そのいずれも本人によって拒否された。

そのため、わたしたちはさしあたり以下の方針を取ることにした。

- ① 相談者は、家計に必要な費用を残すことなく、請求書が来ると支払ったり支払わなかったりして、年金支給日の前になると金銭が枯渇し、食事もまともにとることができなくなるという事態になっていた。もちろん、生活に必要な費用まで返済に充てる必要ない旨説明するのであるが、それだけでは不十分であるので、弁護士が債務整理を受任し、既存債務への介入を図ることとし、本人が「請求が来たので支払った」などということがないようにする。
- ② 自治体職員（正確には自治体から委託を受けた団体の職員）が、困窮者自立支援のうち、家計改善支援事業の枠組みをつかって本人の家計の状況を見える化する。これは複数の自宅訪問も含め、本人のレシートをかき集めて家計を見える化する

という作業であり、とても弁護士自身が行うことは負担が大きすぎて困難な作業であるので、自治体側で担ってくれることは大いに助けになると思われた。

- ③ 地域包括の支援で介護認定を取得し、ヘルパーの導入を図るとともに、地域ケア会議において支援者の役割分担を行う。

3 まとめ

このように役割分担をしたものの、必ずしもうまくいったわけではなかった。本人が支援に拒否的であることに長らく変わりはなかったし、家計の見える化が難航したり、新たな債務が発見されたりすることも続いた。本人が周囲の心配をよそに自動車の運転を続け、自損事故を起こすようなこともあったため、自動車の運転は危険であるので、やめてもらうよう弁護士が本人と話し合うようなことも必要になった。一方で、ヘルパーが導入され、住環境は大幅に改善され、民生委員が見守りに参加してくれることになり、本人の見守り環境については改善されるなどの成果も見られた。

本件は本人の拒否もあり、後見申立などは進まなかったが、そのうちに本人の態度が軟化して首長による後見申立の準備が整えられていくに至った。必ずしもうまくいった事案ではないし、まだケースの途中であって、今もわたしも関係者もよい方法を模索している最中といったところではあるが、自治体職員との協働事件の一例として、本稿で紹介する次第である。



1. ①時価発行、②有利発行、③不利発行

株式の発行がなされる際には、①時価発行、②有利発行、③不利発行の3種が考えられる。しかし、税法の文献に当たってみると、①と②に分類して議論しているものばかりで、①、②、③に分類して議論しているものを筆者は見たことがない。理論上は①、②、③のケースが考えられるのにもかかわらず、③についてコメントした文献がないことに疑問を感じ、研究を開始した。

2. 「1.③」について文献がない理由

(1) 1.③について文献がない理由は、法人税法施行令（以下「施行令」という）119条1項の定め方ではないかと考えられる。

(2) すなわち、「有価証券の取得価額」について定めた同項4号によれば、「有価証券と引換えに払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額が払い込むべき金銭の額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を定める時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額である場合における当該払込み又は当該給付（以下この号において「払込み等」という。）により取得をした有価証券（新たな払込み等をせずに取得をした有価証券を含むものとし、法人の株主等が当該株主等として金銭その他の資産の払込み等又は株式等無償交付により取得をした当該法人の株式又は新株予約権（当該法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合における当該株式又は新株予約権に限る。）、第20号に掲げる有価証券に該当するもの及び適格現物出資により取得をしたものを除く。）の取得価額は、「その取得の時におけるその有価証券の取得のため

に通常要する価額」である。

上記1.の②は、これに該当する。

(3) また、同じく「有価証券の取得価額」について定めた同項2号によれば、「金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付により取得をした有価証券（第4号又は第20号に掲げる有価証券に該当するもの及び適格現物出資により取得をしたものを除く。）の取得価額は、「その払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額（新株予約権の行使により取得をした有価証券にあつては当該新株予約権の当該行使の直前の帳簿価額を含み、その払込み又は給付による取得のために要した費用がある場合にはその費用の額を加算した金額とする。）」である。

上記1.の①は、これに該当する。なお、施行令119条1項2号は「（第4号…に掲げる有価証券に該当するもの…を除く。）」と定め、上記1.②について同号が適用されないことが明示されている。

3. 「1.③不利発行」についての解釈

以上のように、上記1.のうち、①には施行令119条1項2号が適用され、②には同項4号が適用されると考えられる。しかし、③不利発行については、施行令119条1項に直接規定した条項がない。

そこで、「1.の③不利発行」についてどのように解釈すべきかを検討する。結論としては、「1.の①」と同じ扱い（施行令119条1項2号が適用される）をするべきであると解する。

というのは、施行令119条1項2号は「原則」について定め、同項4号は「払込み等をする者に有利なもの」について「特則」を定めており、施行令119条1項にはそれ以外の定めはない。したがって、「払込み等

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第44回 東京都弁護士協同組合と東京都弁護士国民健康保険組合

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 牧野 剛 (68期)

1 弁護士は人権擁護と社会正義の実現に献身的に取り組む一方、その使命を全うするための経済的基盤は必ずしも十分ではありませんでした。弁護士会も会員のための福利厚生・共済事業等を行っていましたが、財政上・制度上の制約から、弁護士自体の生活保障までは及びませんでした。こうした状況を改善しようと、相互扶助の精神のもと、昭和41年に東京弁護士会内に「弁護士事業協同組合特別委員会」が設置されました。前例のない事業への不安から当初は慎重な意見もありましたが、富士銀行、三菱銀行、三井銀行とのローン協定により融資財源の目処が立ち、昭和43年に「東京弁護士協同組合」がついに誕生しました。



東京弁護士協同組合の創立総会が行われた旧東京弁護士会館（『東京弁護士会史』より）

特に融資斡旋事業が予想以上の好評を博し、融資を受けるために東京弁護士会への登録換えをする他会の弁護士が出るほどの人気となったため、第一東京・第二東京の両弁護士会も合流し、同年11

月に「東京都弁護士協同組合」へと名称を改めました。

組合の事業は年を追うごとに充実していきました。住宅・事業資金の有利な条件での融資斡旋に加え、昭和44年からは弁護士ビルの分譲斡旋も開始。西新橋や赤坂などに次々とビルを完成させ、大きな成

功を収めました。各種保険の斡旋、有名百貨店での割引購入、保養施設や旅行会社との特約、法律事務所用品の販売など、福利厚生事業も着実に拡充されました。

財政面でも堅実な成長を遂げ、昭和43年度末の正味資産約2千万円は、12年後の昭和54年度には1億円を超えるまでになりました。この成功は全国の弁護士会を刺激し、大阪・名古屋など各地での弁護士協同組合設立と、全国弁護士協同組合連絡協議会の発足へとつながっていきます。

2 弁護士の長期療養や高額治療費への備えとして、東京三弁護士会は昭和27年に健康保険組合の設置を提案しました。しかし最初の案は保険料が月額300円と高く、会員の過半数の同意を得られず一度は頓挫しました。その後、組合員月額200円・家族100円への見直しなど粘り強い調整が実を結び、昭和31年10月に「東京都弁護士国民健康保険組合」として業務を開始しました。

発足時の組合員1,508名は昭和54年度には3,584名へと拡大。自己負担割合も当初の5割から段階的に改善され、昭和43年には組合員・家族ともに3割負担となりました。さらに昭和40年からは総合診断や胃部レントゲン検診などの健康診断も実施され、昭和42年度以降は東京三会合同で行われるようになり、現在も会員とその家族の健康を支え続けています。

3 2つの組合は、東京三会が一体となって設立・運営に取り組んできた結晶であり、弁護士の経済的安定と生活保障を支える重要な基盤として今日も機能しています。

こんな活動しています ~法律研究部・同好会~

vol.14 ゴルフ倶楽部

東弁ゴルフでナイスショット!

会員 渡辺 彰敏 (44期)

東京弁護士会ゴルフ倶楽部（「東弁ゴルフ」）の創立は1961（昭和36）年まで遡り、以来60年間以上に亘って活動を継続してきており、2017年に唯一のスポーツ系同好会として公認されました。

東弁ゴルフの会員数は2026年3月現在約147名であり、その活動のメインは、創立以来通算380回を積み重ねてきた「例会」と呼ばれる年6回程度の競技会です。例会は、霞ヶ関CC、相模CC、大洗GC、我孫子GC等の通常ではなかなかプレーできないような名門コースで、東弁ゴルフハンディキャップによるコンペ形式で開催されており、年間チャンピオンには当会会長から賞品が授与されます。また、合わせてマッチプレーなども行われております。参加費は1回6000円、他に年会費が1万円となっています。



お考えの方も、是非一緒に東弁ゴルフでナイスショットしましょう。

その他、第二東京弁護士会との対抗戦や東弁ゴルフ内の有志によるゴルフ研修会や飲み会等、様々な活動を行っています。このような活動を通じて、ベテランの

会員と若手の会員がゴルフの技量の優劣にかかわらず楽しく交流を重ねることができております。

改めて申し上げるまでもなく、ゴルフは老若男女が同じフィールドで楽しくも悔しい一日を共に過ごす中で、健康増進と親睦を図ること

ができる「一生モノ」の趣味です。既にゴルフに親しんでいらっしゃる方はもちろん、これからゴルフを始めてみようかと

*問い合わせ先：総務課 TEL 03-3581-2204



こちらから読んでね

湿度



わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

76期(2022/令和4年)

人に学ばされた修習

会員 時田 龍太郎 (76期)

1 はじめに

76期はコロナによる制約もやわらぎ、導入修習から対面で行われ、人とのコミュニケーションの面でも不便のない日々を過ごすことができた。

関東圏から飛び出す積極性がなかった私は、水戸修習の日々を過ごした。穏やかで住みよい水戸で、様々な人とかかわりを持ち、同時に自分とも向き合う修習期間であった。

以下では、私の各クールの実務修習を、順に振り返る。

2 実務の洗礼を受けた検察修習

何を隠そう、かなり検察官任官を考えていた。しかし、検察修習では、事実認定の厳格さ、捜査で求められる思考の精緻さ、事件と見立てを説明する難しさ、取調べの難しさを感じ、日々打ちのめされ、私は純粋な弁護士志望となった。

検察修習は、他の修習に比べ、仕事の経験という側面が大きいのと思っている。第1クールで、ただの好奇心旺盛な学生であった私は、仕事の場である検察庁の温度感に順応するのに時間を要した。仕事は効率よく行うことがよいという、弁護士3年目となった今では当然の感覚も、当時の私にはなく、その点からも大変苦労した。事件記録を読むのも大変時間がかかった。

自分の担当した件の事実関係や動機・経緯といったところに、ここまで深くのめり込み、一人の他人に思いを致すことはもうないのかもしれないと思っている。

検察修習中のペアだった修習生は、センスとコミュニケーションに大変長けており、日々勉強させられた。

3 未熟ながらよい経験をさせていただいた民事裁判修習

民事裁判修習は、修習自体への慣れは少し出てきたこともあってか、大変楽しむことができた。

相変わらず私は世を知らぬ子どもでもあり、事件記録を読むのも早くならなかったが、部長が大変気さくな方で、部の裁判官に大変よくしていただいた。また、積極的に

当事者とコミュニケーションをとるタイプの部長と、静かに物事を運ぶタイプの右陪席の事務進行のスタイルの違いが印象的だった。

ペアだった修習生は、社会人を経験された方で、その社会経験や人生経験を前提とした洞察とコミュニケーションを目の当たりにし、ここでも日々勉強させられた。

4 軌道に乗りはじめた刑事裁判修習

この頃には、修習にもかなり慣れ、傍聴にあたって乗り遅れない最低限の事件記録の読み方ができるようになってきた。部の雰囲気は比較的落ち着いていたが、左陪席が同じ大学の先輩で、合議をリードし、ひと際存在感を放っていて、誇らしかった。

ペアだった修習生とはとても仲良くなった。優秀でありながら、エキセントリックな感性を持っていて魅力的な修習生だった。(もちろん裁判官の支障とならない時に) 机を並べて笑いあった日々を今でも思い出す。

5 実家のような弁護修習

弁護修習では、とても居心地がよかった。そもそも、依頼者の立場に立って話を聞くという弁護士のスタンスは圧倒的に心地よかった。指導担当の方は寡黙でどっしりとしておられたが、大変面白い方で、沢山話しかけて、様々な話を聞いた。公私ともに、自分の信念とスタイルを持っておられる方で、何を選び何を捨て、一人の大人としてどう生きていくかという点でも、学びをいただける方だった。

同世代のご子息をお持ちの事務員さんにも大変よくしていただき、勝手ながら最後にお渡ししたお手紙にて「水戸の母」とお呼びさせていただいた。

6 おわりに

修習同期も含め、以上で触れることができなかった魅力的な方にたくさん出会った修習であり、大変成長させられた1年だった。また水戸の同期や指導担当の方に会いたい。

1年目の奮闘日記

会員 荒平 航平

1 はじめに

今年の4月で弁護士になってから1年が経過したが、これまで、目の前の業務を処理することに必死になるあまり、この1年を振り返ることはなかった。そのような中で、本コーナーにおける執筆の機会を頂き、弁護士2年目に向けて、「とても短く、とても濃かった」弁護士1年目を思い返してみようと思ったため、二つ返事で担当することを快諾した。駄文で恐縮ではあるが、一人でも多くの方に読んでいただければ幸いである。

2 未熟さを痛感した1年

司法修習、とりわけ弁護修習において、指導担当弁護士には、法律相談や接見の立会い、準備書面や弁論要旨の作成等、民事・刑事問わず様々な経験をさせていただいた。もちろん、その程度の知識と経験で事件を処理できるとは思っていなかったが、弁護士が主に取り扱う業務は一通り目で見ても、肌で感じてきたため、少なくとも、弁護士業務に飛び込む準備は万全だと思い込んでいた。

しかし、実際に働いてみると、内容証明郵便の書き方、主張書面の送付方法、接見や差入れ・宅下げのやり方等、事務的な作法は一から学ぶ必要があったし、弁護士として事件を処理する際に要求される法律知識は、これまで学んできたことの何倍もあるように思えた。弁護士が業務上関与する分野は広大な上、法改正が度々行われるため、常に新しい知識を取り入れたり、既存の知識をアップデートしなければならず、しかもそれを働きながら行わなければならないため、弁護士業界・法曹業界が想像以上に厳しいものだということを痛感したのである。

他方で、国選事件を含め、これまで個人事件を10件ほど受任したが、単純な事案に見えるものであっても、片手間で処理できるような事件は一つとしてなかった。例えば、国選事件では、万引きないし置き引き事案がほとんどで、法律上の難しい論点が問題になることはなかったものの、被疑者・被告人の資力の程度、定住地の有無、定職の有無、国籍の差異等、事件の背景や情状に関する事情は人によって様々であった。また、外国籍の被疑者・被告人の場合には、在留資格や退去強制事由を確認する必要もあった。単純そうに見える事案においても、広い視野をもって上記のような事情を拾い上げ、各事件に見合った最適な解決方法を検討しなければならないため、1件処理するだけでも苦勞の連続であった。ただ、こうした事件処理の過程で様々な知識を吸収することができたとし、一人で事件を処理することによって、自分に足りないものが明確に浮かび上がってくるため、個人事件から得られる経験は何事にも代えがたいものだと思えることができた。

3 終わりに

この1年でどれほどの知識不足・経験不足を痛感したかわからないが、どの事件にも全力で当たり、悪戦苦闘しながら業務を行ってきたおかげで、仕事の許容量は増えてきたし、多少は打たれ強くなったと思う。今年度は、1年目より多くの事件を担当し、全ての事件で、より質の高いサービスを提供できるよう、日々勉強を続けていきたい。

そして、弁護士としての年数をどれほど重ねていったとしても、決して腐らず、手を抜かず、真摯に依頼者や事件と向き合い、1人でも多くの市民の利益を実現することで社会に貢献していきたいと思う。

『宇宙とは何か』

松原隆彦 著 SB新書 990円(税込)

日常を離れ、壮大な宇宙に思いを馳せる

会員 草木 良文 (69期)



我々弁護士の日常は、極めて「人間的」な事象の積み重ねである。法律という厳格な枠組みを用いながら、依頼人の切実な願いや社会の複雑な課題に向き合い、一つひとつの事案に最適解を見出していく。それは知的で社会的に意義のある営みであるが、特定の案件について深く考える日々の中で、ふと視点を大きく切り替えたい瞬間があるのではないだろうか。そんなとき、この世界の究極の仕組みを提示してくれる本書を手取ることは、最良の知的リフレッシュとなる。

本書『宇宙とは何か』は、宇宙論の専門家である松原隆彦教授が、最新の科学的知見を背景に「この世界はいったい何なのか」という根源的な問いについて解説した一冊である。新書という親しみやすい形式ながら、その内容は地動説から始まり、一般相対性理論、量子力学、さらには「マルチバース（多宇宙）」や「人間原理」といった、現代物理学の最前線までを鮮やかに俯瞰していく。

本書の特徴は、数式を用いず、難解な宇宙や物理の問題を専門知識のない者にも理解できるよう説明されている点にある。「夜空はなぜ暗いのか」という素朴な疑問が、宇宙に始まりがあることの証明に繋がっていくプロセスや、ミクロの量子の世界など、法律の世界とはまた異なる「自然界の摂理」が論理的でありながら平易な表現で綴られている。

なかでも興味深いのは、第五講で語られる「微調整問題」である。この宇宙の物理定数（重力の強さや光の速度など）は、あたかも生命が誕生するために精密

に調整されているかのようであるという。もし定数が僅かでも異なれば、星も原子も、そして我々人類も存在し得なかった。なぜ宇宙がこれほど絶妙な条件で存在しているのか。その謎に迫る筋道は、限られた情報から丹念に答えを探る日々の業務の進め方と重なる部分があり、思わず引き込まれる。

また、現代の科学をもってしても、宇宙の約95%は正体不明の「ダークマター（暗黒物質）」や「ダークエネルギー」で占められているという事実にも驚かされる。我々が知っている星や銀河、そして自分たちの身体を作っている「目に見える物質」は、宇宙全体のわずか5%に過ぎない。この圧倒的な「未知」の領域が宇宙を支配しているという視点に触れると、目の前の問題に注いでいた意識が、より大きな次元へと解放されるのを感じる。正解が一つとは限らない広大な世界を想像することは、凝り固まった思考を心地よく解きほぐしてくれるはずだ。

そして巨大な宇宙に思いを馳せた後に日常に戻ると、私たちが日々の生活で守ろうとしているルールや権利、そして人間同士の営みが、いかに稀有で貴重なものであるかということに気付かされる。

仕事や生活の合間に、ふと夜空を見上げるような気持ちで本書を開いてみてほしい。宇宙の彼方や、原子よりも小さな世界へと意識を広げることで、いつもの景色が少し違って見えるはずだ。専門的なバックグラウンドを問わず、誰もが「世界の美しさ」を再発見できる、宇宙論の入門書である。



好きから始まるインタビュー

会員 富田 寛之 (48期)

『LIBRA』の編集に携わって以来、これまでも多くの著名人にお話を伺ってきた。だが、編集長となったことで、胸の奥に新たな灯がともった。せっかくなら、自らが心を動かされてきた分野の人々に会いに行きたい。ミュージカル、舞台、オペラ、映画、講談、ゴルフ、そしてサックス。趣味という言葉では収まりきらないそれらは、生活の呼吸のように寄り添ってきた世界である。その世界に、今度は「聞き手」として、もう一步踏み込んでみたいと思うようになった。

その象徴が、神田伯山氏へのインタビューであった。初めて講談に触れた際の衝撃は、今も鮮明である。最初に聴いたのが同氏であったことが、私を講談の世界へと導いた。伯山氏の語りは、情景を鮮やかに立ち上げ、時にその場の匂いさえ感じさせる。そして私は、ラジオ番組『問わず語りの神田伯山』のリスナーでもある。半ば衝動的に、しかしほんの少しの期待も込めて、飛び込みでインタビューを申し込んだ。番組で触れていただけたかもしれない、そんな淡い思いもあった。

手土産の選定にも、ささやかな工夫を凝らした。番組で言及されていた空也最中やヨックモックを用意し、ラジオの記憶をなぞるように品を整えた。そのこと自体が、自然な会話の糸口になったように思う。後日、インタビューの様子は実際に番組内で取り上げられ、思いがけず私自身にも触れていただいた。長く聴き続けてきた番組の中に、自らの存在が重なるという体験は、静かな喜びを伴うものであった。

もう一つ特筆すべきは、本号に掲載される望海風斗氏へのインタビューである。宝塚に造詣の深い安田弁護士が編集に加わり、さらに宝塚愛好会の協力を得たことで実現した。横浜出身で、ラジオにおいて横浜市歌をジャズ風に歌われていたことを知り、横浜で育った私は、自然と親近感を覚えた。

インタビューでは、役作りや演劇論について、想像を超える深い言葉に触れることができた。好きな演者に対しては、観る側の思い入れが先行し、実際の対話がかみ合わないこともある。しかし同氏の語りは、そのような先入観をやわらかく越えていった。思わず心の中で「これは『ガラスの仮面』の世界だ」と呟いたほどである。とりわけ『マスタークラス』におけるマリア・カラス像の解釈は、幼少期から母親の影響でオペラを聴いてきた者として、深く心に響いた。また、『エリザベート』における歌唱に感じていたこれまでにない説得力についても、腑に落ちる思いがした。役を生きるとは、自らを削りながら同時に広げていく営みののだろう。観る者としての感動と、聞き手としての知的関心が、静かに重なり合うひとときであった。

インタビュー後、見送りの折に、同氏が自ら車を運転して颯爽と去っていく姿が印象に残っている。その立ち居振る舞いには、宝塚時代からの舞台上と変わらぬ気高さや自然体を感じられた。

インタビューとは、不思議な営みである。相手の言葉に触れることで、自らの関心や価値観が、少しずつ明らかになっていく。

さて、次にどの扉を叩こうか。すでに、ある映画監督の名が、心の中に静かに浮かんでいる。編集長という立場は、いわば「会いに行くための許可証」である。この機会を大切にしながら、これからも一歩ずつ歩みを進めていきたい。



憲法記念日にあたっての会長談話

本日、1947（昭和22）年5月3日に日本国憲法が施行されてから79年目の憲法記念日を迎えます。

日本国憲法は、アジア・太平洋戦争及び第二次世界大戦の悲惨な経験と反省の下、個人の尊厳を基本理念とし、国民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義を基本原則として制定されました。その根本には、個人の権利・自由を確保するために国家権力を法によって拘束する法の支配及び立憲主義という近代憲法の基本原理があります。

人権を取り巻く様々な問題は、子ども、高齢者、障がい者、女性、セクシュアル・マイノリティ、外国人、そして消費者問題や労働問題、公害・環境、刑事事件、犯罪被害者、加害者家族、政教分離をはじめ多岐にわたっており、当会では専門の各委員会が、人権を守る砦となれるよう懸命に取り組んでいます。

全ての人々の人権が守られるためには、当然のことながら日本国憲法が目指す戦争の無い平和な世界を実現し続ける必要があります。

しかし現在、日本国憲法とそれを支える原理・原則は危機に晒されています。政府は去る4月21日、閣議決定と国家安全保障会議により防衛装備移転三原則とその運用指針を改定し、殺傷能力を有する武器の輸出が解禁され、一定の条件のもとで現に戦闘が行われている国への輸出も可能となりました。日本弁護士連合会では「憲法の恒久平和主義に基づいた平和と国家としての日本の在り様を、根本的に掘り崩すものになる」とする会長声明を出しています（日弁連「防衛装備移転の「5類型」による制限の撤廃等による殺傷兵器の輸出の拡大に反対する会長声明」2026年3月18日）。4月23日には衆議院本会議で「国家情報会議設置法案」が可決され、今後参議院での審議が予定されていますが、重要な憲法上の人権侵害につながる可能性があることから、独立した第三者機関による監督を制度化するとともに、人権侵害の可能性等について慎重な審議を行う必要があります（日弁連「現在、「スパイ防止法」として制定に向けた動きのあるインテリジェンス機関強化法制及び外国代理人登録制度についての意見書」2026年2月20日）。

さらに、日本国憲法そのものについて、自衛隊明記や緊急事態対応のために改正が必要との主張もあります。しかしながら、自衛隊明記に関しては、自衛隊は日本国憲法第9条との緊張関係があるために、我が国を防衛するための「必要最小限度」性が問われてきており、自衛隊を憲法に明記することに

よって「公認」すればこのような歯止めはなくなり、自衛隊の組織及び活動範囲の無制限な拡大を招くことで、同9条が有名無実化したり、市民の基本的人権が制約されるなどの問題点があります（当会「いわゆる「9条の2」改憲案について、立憲主義の理念と恒久平和主義及び人権保障の観点から問題点を指摘し、懸念を表明するとともに、国会に対し熟議を求める意見書」2019年2月12日）。緊急事態については参議院の緊急集会（憲法第54条第2項）で対応可能であり、緊急事態条項の創設は憲法による人権保障が停止し、深刻な人権侵害が発生する危険があります（日弁連「日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書」2017年2月17日）。

また、世界を見渡せば、ロシアによるウクライナ侵攻は開始以来4年を過ぎても終結が見通せないままに犠牲者が増え続けているほか、本年2月に開始されたイスラエル及びアメリカによるイラン侵攻は、3000人以上の死者が出たと報道されています。ユニセフ（国連児童基金）によれば、イラン侵攻は地域の子どもたちに甚大な犠牲を強いており、これまでに340人以上の子どもが死亡し、数千人が負傷したと報告されています。イスラエルによるパレスチナへの報復攻撃は昨年10月に停戦を迎えましたが、その後も800人以上の死者が出ていると報道され、犠牲者は増え続けています。

国際連合憲章第2条第4項は、「武力による威嚇又は武力の行使」について「慎まなければならない。」と定め、日本国憲法は、諸国民の公正と信義を信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意し、平和的生存権を明文化して戦争と武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄し、戦力を保持せず、交戦権を否認しています。日本は、まさに武力ではなく専ら対話（外交）により平和が実現されるよう積極的に役割を果たすことが日本国憲法において要請されているのであり、政府は、国連憲章、国際法に抵触する関係各国に対し、これ以上犠牲者が出る事が無いよう国連憲章、国際法の遵守を積極的に提示し続けるべき立場にあります。

当会は、本日、日本国憲法の普遍的意義を再確認すると共に、平和を求める市民の皆様の働きと連携しつつ、憲法に基づいて基本的人権が保障され平和が維持される社会を一層推進すべく邁進してまいります。

2026（令和8）年5月3日
東京弁護士会 会長 石原 修